

婦人少年者

昭和二十八年五月五日発行
昭和三十一年六月五日発行（毎月一回五日発行）第四巻 第六号



M. Tarkenton

36

少年労働白書・青少年の安全問題

婦人少年協会



婦人と年少者 三十六号 目次

年少労働白書	年少労働課	8
働く年少者の安全	年少労働課	8
災害は年少者の一生を左右する	青木昇一	18
安全仲間と学校教育	高橋 保	18
年少労働者の座談会	延原誠二	14
婦人に関する国際ニュース		15
婦人の政治的役割—国際資料—		17
◇福井市に生まれた主婦たちの「生活」を綴る会	田中貞子	21
資料室		
関東甲信越地区年少者の不当雇用横行		22
女子坑内労働の禁止に関する条約批准について		20
婦人界の動き(四月)		28
労組婦人のページ		29
女子の就業者と完全失業率		30
業者数・平均現金給与		31
戦後における婦人問題文獻目録(8)		7
▽子供のしあわせのために		11
▽スウェーデンへの一か月見學を希望する方へ		11
▽婦人少年局ニュース	表紙の3	3
表紙：カッター	塚谷政義	
扉：ガット	中斐仁代	

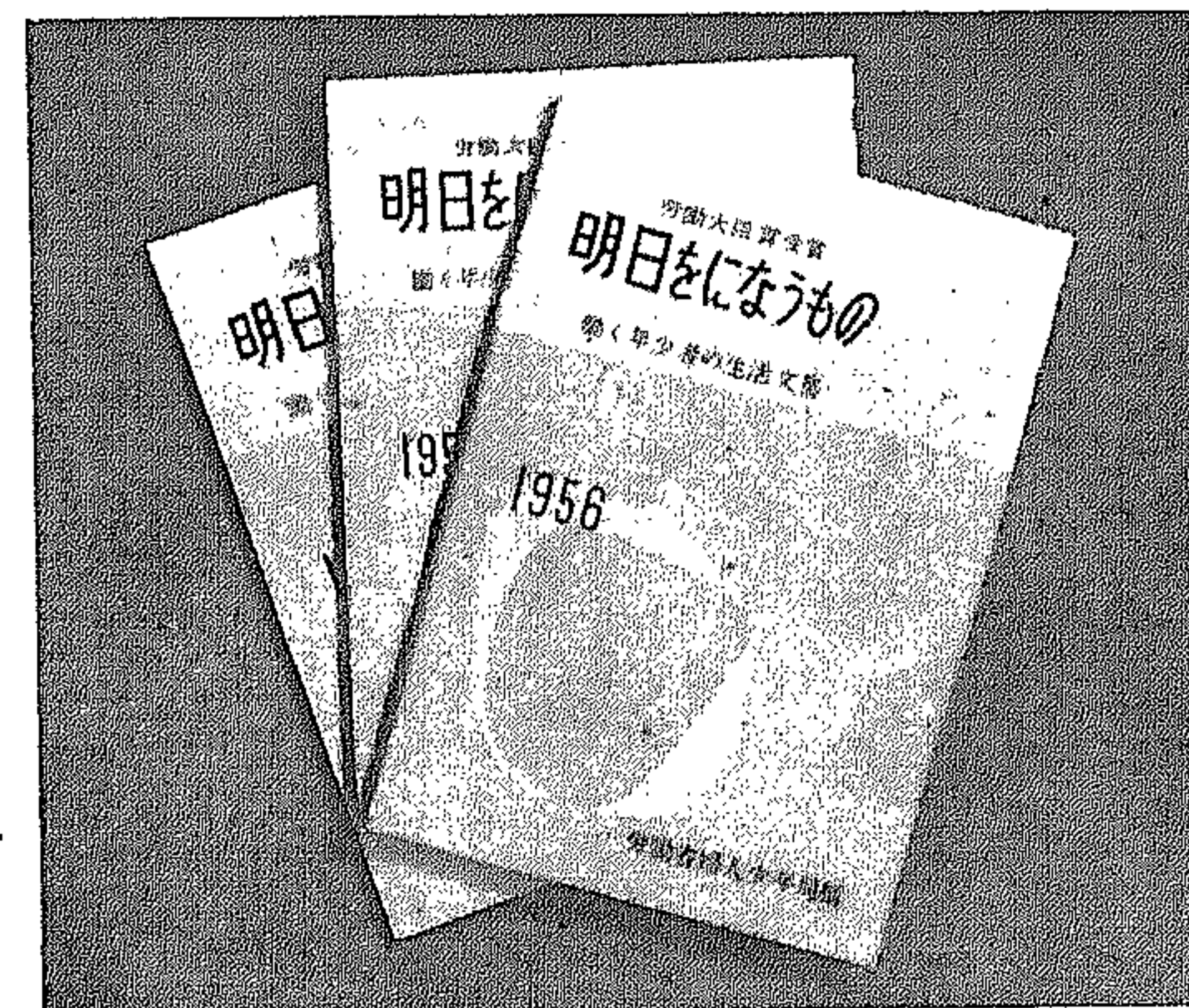
労働大臣賞受賞・労働省婦人少年局編

明日をになうもの

・働く少年少女の生活文集・

◇目下発売中

B 6 判
152頁
定価 140円
千 24 円



◇労働省婦人少年局が全国の働く少年少女から募集した生活記録の中から五十篇を選び集録したもの

◇親のない子供、苦しい生活の中でも向学心に燃えている子供、暗い生活の中で強く明るく生きようと努力している子供、なぜ自分はこう不幸かと考えている子供——働いている子供はシンを持っている。

(読売新聞社編集局教育部長 金久保通雄)

◇みんな粒がそろって、ある程度のでき栄えである。実生活に徹していて、観念的なことを云っている作文がないのが、一つのよい特長となっている。

(作家・婦人少年問題審議会長 平林たい子)

◇どの一篇をとっても、恵まれない境遇の中で、真剣に生活を追及している姿には敬服した。

(NHK教養課長 横尾克巳)

◇ものを見る眼も、考え方も、今年是一段と進んできた。しかし、その訴えは必ずしも強くない。けれども、これに對してわれわれは襟を正して反省し、その実を示さなければならぬ。

(労働科学研究所長 桐原 稔見)

発行所

婦人少年協会

東京都千代田区神田一ツ橋1の1
振替東京 107914

年少労働白書



青少年児童白書から

労働省婦人少年局

年少労働課

まえがき

中央青少年問題協議会は、このたび青少年児童白書を發表した。この白書は四六四頁にわたるぼう大なもので、総論にはじまり、第一部児童福祉篇、第二部教育篇、第三部労働篇、第四部保護篇にわかれてゐる。白書編集の意図について、まえがきで「戦後十年の時の経過は青少年問題の解決にかならずしもさいわひしてゐない。いな、むしろ具体的に切実な問題が、かゝるの広がり根づきをもつて、今日の社会に存在してゐるのである。この社会的問題としての青少年問題の問題性の所在を、青少年関係行政の領域において総ざらひ的にかつありのままにとりあげてみようという意図から編集したのが本書である。」と述べてゐる。総論においては、(一)戦後における青少年問題、(二)青少年問題対策とその問題点、(三)青少年問題協議会の任務について述べられてゐる。

下に簡述した青少年に関する諸法律の所管が多くの省庁にわたつてゐるうちに、それぞれの機関において青少年に関する部局が軽視されてゐる。この傾向は中央、地方共に同様である。

現在の制度をみると、教育、福祉、労働、保護のいずれの立場からみても、制度そのものに重なり合つてゐる面が多すぎ、不明確な点があり、調整がうまくできてゐない。例えば、職を求めて家出浮浪中の一人の少女が悪徳の成人に利用され、罪をおかし、あるいは特許街に売られて売春の生活に堕ちた、という一つの事例の取扱ひに当つても、福祉と保護と労働の部門が微妙に重なりあひ、しかも重点的に親身になつて、本人のために、ひいては社会の福祉のために、手をつくすことが困難である。教育と働く青少年育成の分野にも、教育と少年院等施設における矯正教育の分野にも、同類の問題があるようである。不就学、長期欠席の問題をとつて考えてもそれが痛感されると述べてゐる。

そして、制度や機構が分化してゐるだけに、それに関係する機関や団体が、自己の責任分野に熱心であればある程対策に行きすぎがあたり、森に入つて木を見失ふという結果を来し易いものである。われわれは常に青少年問題の大局を見やることなく、大所高所から問題を眺めるゆとりを失ふないようにし、隣接領域の仕事に理解をもつように心がけたいものであるとし、さらに、敗戦日本の再建復興の希望をかけるべき青少年児童の問題は、国家の将来を決する最も重要な事柄の一つであるので、政界の立場を超越して、国策を樹立し、誠実にそれをおしすすめて行く熱意を政府と政治家に要望してゐる。総論は最後に青少年問題協議会の任務について述べてゐるが、紙数の都合もあるもので、以下、第三部の労働篇について、やや詳しくのべることにする。

まず戦後の青少年問題の推移では、敗戦後の虚脱と混乱の中で、青少年が目撃と自信を失ひ、刹那的な気持から殺人、強盗等凶悪な犯罪をおかし、その場あつたりの窃盗、暴行、恐喝等をくりかへし、終戦直後から昭和二年頃にかけては、まことに目をおおわしめるものがあつた。青少年犯罪の増加と質の悪化といふこの傾向は昭和二年頃まで激しい急カーブを以つて上昇してゐた。犯罪とまでいかなるまでも、家出・浮浪・売春その他感傷的刺戟に動かされて、放恣な行動に出る者が増加した。これらの青少年の行状は、そのまま終戦後の日本の社会の病理現象の象徴であつたとのべ、さらに戦争によつて親を失ひ兄弟に別れ、安住の場所のない孤児たちが巷に浮浪し、次第に不良化し、犯罪群の中に入つて行く有様で、ひと頃の青少年対策は専ら浮浪児問題に集中された観があつた。また、昭和二年二月の新聞紙上で明るみに出された戦災孤児の身売り事件がきっかけとなり、それまで潜在してゐた「い

ゆる人身売買」の問題が大きくとりあげられた。そして時の推移とともに、年少の子が農漁村や小企業地に安んじ労働力として売られるという形から「少女が特許街に売られてゆく形」へと変化してゐたこと、さらに戦後性道徳の低下は著しく、自ら特許街に堕ちていく女性が増加し、売春問題が伝統的な諸要素の外に、更に解決困難な要素をもなつて登場してきたこと、寛政の利権の問題が昭和二三、四年頃から顕著にあらわれ、その後数年間しようけつを極め、多くの青少年を毒したと、これらの覚えいれとエロ、グロといつた有害な出版物、映画、演劇等が青少年の不良化や犯罪の原因の一つとなつたこと、その他不就学、長期欠席の問題、基地周辺の青少年問題、年少者の就職と労働の問題……どの一つをとつても、終戦後の日本の社会におかれた不安定と病理状態を示さないものはない。一つの問題をとりあげて解決に腐心してゐる間に他の問題が次々におこる。対策は、問題のあとを追いかけるのに忙しいというのが実情であると述べてゐる。

青少年問題対策とその問題の中では、青少年をめぐる法律制度の問題点が述べられてゐる。すなわち新憲法の下における法律制度を大別すると、(1)教育関係のもの、(2)福祉関係のもの、(3)労働関係のもの、(4)保護関係のものといふことができるが、青少年をめぐるこれらの法律制度は、あまりに複雑に分化し過ぎてゐるのではないかとこの問題をなげかけてゐる。そしてこれらの法律が複雑に分化し、夫々の制度の理念と目的及びその構造は、一応立派でかなり高い水準にあるといつてよい。しかしながら、制度自体に有機的な関連性が弱く、相互の調整に困難を感じさせられる最も大きな理由は、実は占領下にあつた立法当時の事情に原因があるといわねばならないとし、このような事情の

一、年少労働者の就業状況

(一)年少労働力人口

総府統計局の「労働力調査」によれば労働力人口中、一四、一七才までの年少労働力人口は三八・四％を占め、総数の場合の七〇・三％に比べて、かなり低率である。昭和二年から三〇年までの五か年間に於ける労働力人口比率(生産年齢人口中に占める労働力人口の割合)の動きをみると、総数の場合は年々増加の傾向を辿つてゐるが、一四、一七才までの年少者の場合は二六・三・二％、二七・四・一％、二八・四・一％と漸増の傾向にあつたものが、二九年には三七・五％と五か年間に於ける最低を示し、三〇年でも三八・四％と二六年を若干上回る程度である。年少生産年齢人口中に占める年少労働力人口の割合は、ここ一、二年は減少の気配がみられる。そして、この傾向は特に女子に著しい。(二六年三六・六％に對し三〇年は三三・八％)また労働力総人口中に占める年少労働力人口の割合からみても、おおむね減少してゐる。

(二)年少就業者数

労働省労働基準局の「労働基準法適用事業報告」によつて一五、一八才未満の年少労働者について昭和二六、二九年までの四か年間の推移をみると、二六年(一〇〇〇)に対して、二七年は九四・八と減少し、二八年は一〇〇・七と増加し、二九年は再び九八・八と微減してゐる。そして男子の場合は緩慢ながら微増の傾向を辿つてゐるが、女子の場合は反対に減少の傾向を示してゐるのが注目される。ところで、原則として労働を禁止されてゐる一五才未満の児童の場合をみると二八年を境にして男女共に増加してゐる。

次に昭和二九年一二月末現在の年少労働者の業種別

分布をみると、工業が最も多く五二万七千人(六九・四％)、次いで商業の一〇万七千人(一四・五％)で、この商業種に年少労働者の約八四％が就業してゐる。昭和二年から二九年までの四か年間に於ける年少労働者の業種別構成比の推移をみると、逐年構成比の高くなつてゐる業種は商業および接客娯樂業であつて、実数において商業は二六年度の約七万八千人から二九年は十萬八千人と三万人の増加を示し、同じく接客娯樂業では二六年度の八千人から二九年は一萬五千人と約二倍の増加ぶりである。これと反対に逐年構成比の低くなつてゐる業種は工業および金融、広告業が目立ち、その他鉱業、官公署、映画演劇等となつてゐる。

二、年少労働者の労働条件及び保護状況

(一)労働時間

昭和二九年の個人別賃金調査(労働統計調査部)によつて労働者数一〇人以上の事業所の労働時間をみると、総労働者の一か月の平均実労働時間二〇七時間に對し、年少労働者の平均実労働時間は一九五時間(二時間短かく、男子年少労働者は一八五時間、女子年少労働者は二〇二時間)である。

産業別に年少者の労働時間の長いものは建設業(二〇六時間、製造業(二〇三時間)等である。

(二)賃金

前述の調査によると年少労働者の一か月の平均賃金は五、〇六一円で、最高の四〇、〇六〇才未満の労働者の平均賃金二一、四九七円の二三・五％に當り、四、〇〇〇、六、〇〇〇円の層に約半数の者が分布してゐる。

年少労働者の平均賃金の高い産業は運輸通信及びその他の公益事業(六、八〇四円)、建設業(六、三三七

四円)で、低い産業は卸売及び小売業(三、二五四円)、製造業(五、一七五円)等である。

事業所の規模別に年少労働者の平均賃金をみると、男子は労働者数一、〇〇〇人以上六、五一六円、五〇〇～九九九人、五、七八四円、一〇〇～四九九人、五、一八二円、三〇～九九九人、四、六八一円、一〇～二九九人、四、四〇三円、女子はそれぞれ六、一〇四円、五、三九二円、四、七九二円、四、四一四円、四、二六六円、規模の小きくなる程賃金が低く、最高、最低の差は男女共二、〇〇〇円程度である。また賃金の上昇率は成人の場合に比べて年少者は低くなっている。

(三)労働基準法違反状況

年少者関係の条文別違反状況をみると、六〇条の年少者の労働時間及び休日に関する違反、六二条の深夜業に関する違反の件数が各年を通じて圧倒的に多く、その比率も年々増加している。

昭和三〇年の年少者関係の違反件数は一二、九六六件で、これを規模別にみると、大規模事業所(労働者数一〇〇人以上)の違反件数は一、三三〇件(八・七%)、中規模事業所(一〇～九九九人)は八、〇九八件(六二・五%)、小規模事業所(一〇人未満)は三、七三八件(二八・八%)で、中小規模事業所合せて九一・三%を占めている。

(四)災害状況

昭和二九年の年少労働者の死傷件数は一三、四三三件で、そのうち男子が一〇、八〇八件、女子が二、六一五件で男子の死傷件数は女子の約四倍に及んでいる。産業別では工業の一〇、一八二件、建設業の一、四八一件が多い。

年少労働者の災害原因をみると、作業行動災害が五九・三%で最も高く、次いで動力運搬災害二九・六%、

雑原因災害六・六%、特殊危険災害四・五%となっている。

婦人少年局の調査によると、事業所の規模別の年少労働者災害発生状況は労働者数一〇～五〇人未満の事業所の比率が最も高く、三六%、次は一〇〇～五〇〇人未満で二四%、五〇～一〇〇人未満一四%、一〇人未満一四%となっていて、労働者一〇〇人未満の事業所で全体の六四%の災害が発生している。

これらの諸点からみて、中小規模の事業所に働く年少者は大規模事業所に働く年少者に比べて労働条件が低く、法規の違反、災害の発生件数が多いことが明らかであり、今後一段とその保護の徹底を期する必要がある。

最低年齢(一五才)未満の児童の就業状況

(一)使用許可児童

婦人少年局では毎年使用許可を受けて働く児童の就業状況を調査してきたが、昭和二八年に使用許可を受けて働く児童の状況をみると、許可児童総数は九、六九九名で、そのうち、男子が八四・六%を占め、女子は一五・四%にすぎない。男子が多いことは総数の七四・八%を占める新聞配達児童の九五・四%が男子であることや、女子が実際に働いていてもそれが労働基準法適用外の子守、家事手伝等の業務に多い等の理由によるものである。

産業別にみると、最も多いのは卸売及び小売業で、これについて、農業サービス業等の順になつていく。職種別にみると、新聞配達が最も多く、七、二五六名(七四・八%)で、次いで、りんごの袋掛けの二、〇一〇名(二一・〇%)、駄馬運搬の子役、物品販売店員、探検補助、いかすり手伝、ゴルフキャディー、舞踊、

飲食店員その他となっている。

働く時期をみると、総数の八三・二%は就学期間すなわち学業のある時期に働き、夏休み冬休みのように就学期間に働かざるは「五・八%で残りの〇・九%は学令前の児童である。学令前の児童の大部分は映画演劇の子役である。

以上は許可を受けて働いている児童の状況であるが、実際には更に多くの児童が許可を受けずに働いていることが予想される。そのため、危険有害、低賃金等の劣悪な労働条件、労働環境の下に就業し、思わぬ災害を引き起した例もある。成長の早い時期にあるこれらの児童の健康や福祉の上からみて、これらの児童の労働には多くの問題が残されている。

(二)年少者の街頭労働

年少者の街頭労働はかれらの心身に与える影響も少なくない。労働環境、労働時間、就学上の問題等児童福祉上いろいろの悪条件をはらんでいる。

婦人少年局では靴磨、新聞売等の街頭労働に従事している年少者の実態調査を二回に亘って調査した。その概要をみると、

(1)街頭労働者数

把握された街頭年少労働者五五二名中、靴磨は全体の八〇・八%を占め、年令的には一五～一七才の層が多く就業している。新聞売は一九・二%にすぎず(一三才～一五才の者が多い)、その他の業種では食料品販売に従事する者が多い。

(2)家庭の状況

新聞売、靴磨の調査では、両親又は片親を欠く者は五五・八%である。しかし靴磨は片親を欠く者よりも両親のいない者が多い。

(3)労働時間

靴磨、新聞売では一日一〇時間以上が三〇・七%で最も多く、ついで四時間未満の二〇・三%。靴磨では長時間働く者が多いが、新聞売では四時間未満が大部分で、その他の業種では比較

的労働時間の短い者が多い。

(4)就業の動機 第一回調査では全体の五八・一%が家計補助のためである。靴磨では新聞売に比べて自活のためが多い。第二回調査では家計補助のためが四六・六%で最も高く、学費を得るための三四・五%がこれに上っている。

(5)就業状況 第一回調査では、彼等の大部分が義務教育を受けるべき年齢にありながら、学びながら働いている者は五〇・五%である。殊に靴磨では就学している者はわずか八・四%にすぎず、その大多数は学校を長期欠席しているが、中途退学者等である。第二回調査では全体の八一・九%が就学していた。

最近の傾向としては、靴磨・新聞売は減少し、花売や菓子売が多くなっている。

街頭労働は一般に苦しい労働条件にありながら低額の収入しか得られず、その上労働環境等の影響は年少者を不良化への途に追いやる等の危険をしばしばもたっている。まして大都市、しかも歓楽街に労働の場が移行している現状からみて、一層強力な保護対策が望まれる。

一五才未満の児童の労働は以上のものの他になお、地方的特殊事情の下に、例えば北海道のレンガ作業、青森の子守雑用、秋田のあわびとり、福井の助宗餅加工、ラッキョウ切り、徳島の足袋のレッチェル貼り等諸種の労働に家族労働の形で就労している。また夜間中学校に学びながら働く児童も漸次増加し、その地域、学校数も増加している。

これら児童の家庭的背景が社会的劣等層にあることからみて彼等の労働条件は一般に劣悪であり、不当雇用慣行的な雰囲気にはたされてる者もみられる。一五才未満の児童の労働を自身体がすでに不健全な社会

現象の一つであるが、その労働内容が劣悪である場合はさらなる関与も深刻である。

四、事業場における教育訓練

(一)技能者養成

技能者養成制度は旧来の徒弟制度の弊害を排除して技能を習得しようとする年少労働者を保護するとともに、生産の場における訓練として徒弟制度の有した捨て難い長所を残して、これに近代生産に適応する養成方法を導入せんとするものである。労働基準法に基づくこのような技能者の養成は使用者にとつて強制的なものでなく、事業場が自発的に行うような気運を醸成することによつて推進されている。

昭和三〇年一二月末現在における技能者養成の実施状況をみると、実施事業場二七、一七二で、そのうち最も多いのは衣服服飾品製造業の八、四〇三(三二%)、これにつぐは印刷工業の八、一四〇(二十九%)、家具及び装飾品製造業の二、五一四(九・二%)、食料品製造業の二、一八一(八%)の順となつていく。

規模別にみると、労働者一〇人未満が二四、一六七で八九%を占め、そのうち共同養成は二、五五五(七%)を示している。次は一〇～五〇人未満が二、〇〇五(八%)、うち共同養成二、〇二四(九六%)で、五〇～一〇〇人は三七〇(一・三%)、一〇〇～五〇〇人未満は二八二(一%)、五〇〇～一、〇〇〇人未満は五八(〇・二%)、一、〇〇〇人以上五七(〇・三%)となつていて規模の大きくなるに従つて実施事業場数は少なくなつていく。

技能養成工についてみると、六一、三八八人のうち最も多いのは事業場と同じく、衣服及び服飾品製造業で二四、〇二五人(四五%)を示し、次は印刷工業の二二、五五九人(二〇%)、輸出入機械器具製造業

の五、五〇二人(九%)、家具及び装飾品製造業四、九六八人(八%)となつていく。

規模別の状況をみると、一、〇〇〇人以上の事業場における養成工の数を除いては、規模の大きくなるにつれて養成工数が少なくなつていくのは事業場数の場合と同様である。

(二)事業場附属の教育施設

ここで事業場附属の教育施設といふのは、事業場に附設されている高等学校及び各種学校のことである。従つてこれらの施設は学校教育法第一条の学校として独立の法人格をもっているが、一面広い意味での事業経営上の一環として経営されている施設としての性格をもっている。

婦人少年局が調査したところによると、昭和二九年二月末現在で事業場附属の教育施設として把握されたものは、高等学校定時制課程一八校、各種学校二六校であった。

(1)附属教育施設を持つ事業場数

附属教育施設をもつ事業場を産業別にみると、定時制高校は紡織業、化学工業に多く、各種学校は紡織業に八一・六%が集中し、次いで石炭産業、輸送用機械器具製造業、化学工業等となつていく。附属教育施設を有する事業場を規模別にみると、労働者数一、〇〇〇人以上の事業場と労働者数一〇〇～四九九人の事業場がいずれも四一・二%で最も多く、九九九人以下の事業場では値が一、四%に過ぎない。

(2)生徒数

生徒数不明のものを除き二四六校の生徒数は定時制高校が女子より男子が多く、全体の六七・二%を占めている。これに対して、各種学校では女子が九〇・二%でその大部分を占めている。これは各種学校の大部分が女子従業員が多い紡織業に附設されていることによるものである。

(3)教育内容 定時制高校では普通課程が八校で半数を占め、工業課程三校、その他一校となつてゐる。

各種学校の教科課程を見ると、社会、国語は殆んどこれを取り入れている。次いで多いのは洋裁、和裁、華道、家庭等の科目で、これは各種学校では女子が圧倒的に多数であることによるものである。

(4)教育時間と労働時間 一週間の授業日数をみると定時制高校では四日制、五日制、六日制等がみられるが、六日制が大部分である。各種学校では二日制乃至六日制に亘つており、やはり六日制が多いが一日の授業時間は概して短い。

授業の時刻は種々で、午前中授業を行い午後労働するもの、一週のうち三日間は授業を、あとの三日は労働をするもの、作業終了後授業をするもの等があるが、交替制で午前あるいは午後授業を行うものが四九・二%で最も多い。これは紡織業ではその殆んどが交替制によつて作業が行われているからである。ついで作業終了後に授業の行われるものが三九・二%を占めている。

(三)新規就職者の教育訓練

東京都労働局が昭和二十九年三月中学校卒業の新規就職者について調査したところによると、都内の一、〇九三事業場に就職した九、二四五名の場合、その七・六%に当る六九九人が三か月以内に退職し、さらに他府県出身者では三、四七八人のうち、その一三・三%に当る四六二人が三か月以内に退職している。

このように新規就職者の退職率が高いのは、その原因が本人にある場合と雇用主にある場合とが考えられるが、これらの原因のうちには就職当初の教育の如何によつて、これを一層少なくし得ることが出来るものも多い。

(1)教育訓練の状況 昭和二十九年三月中学校卒業の新規就職者の教育訓練について調査したところによると、何らかの教育訓練を実施した事業場は全体の八五・五%で、部門別にみると、工業部門では八〇・二%、非工業部門では九一・〇%で非工業部門の方が実施率は高い。規模別にみると概して大規模のものは実施率が高い。

教育期間は一般に一〇日未満のものが多く、三か月以上の長期に亘るものは僅かに三・九%にすぎず銀行・百貨店、バス等の運輸業などの大企業を除いては、一応教育訓練を実施しているという形式程度のもので、その内容も充実したものではない。

(2)教育訓練の効果 調査事業場のうち、教育訓練の効果を感じたものは九三・六%に当る大部分を占めている。具体的に効果の内容を掲げた一七事業場についてみると、規律がよくつた、能率が上がった、職場に早く順応し共同意識が高まつた、労働意欲が高まつた等の順で、その効果が認められている。

これらの結果からみても、新規就職者の教育訓練が極めて重要であり、これを実施することによつて労働能率、定着等の面に大きな効果を期待できるので、今後かかる面に対する行政指導をさらに積極的に推進することが必要である。

五、年少者の不当雇用慣行(いわゆる人身売買)

婦人少年局では年少者の不当雇用慣行について昭和二十八年以来、東北地方、九州地方、関東甲信越地方と順次調査を行つてきたが、この調査は主として公立中学校の長欠児童と卒業生を対象として行つたものである。

(3)夜間職業補導の実施 最近の雇用失業情勢の悪化に伴い緊急な措置を必要とする就職者、就職者に対するもので、昭和二十九年一〇月以降一般公共職業補導所の施設を利用した夜間の短期職業補導が実施されている。

(4)総合職業補導所 総合職業補導所は失業保険法にもとづく失業保険福祉施設として国が自ら設置し、都道府県に経営を委託しているものである。その対象は失業保険の被保険者及び被保険者であつた者である。昭和三十〇年度における設置箇所は全国一九か所で補導員九二種目について定員三、三六〇人の職業補導を実施している。

(5)補導生 補導所への入所希望者は昭和二十八年度の応募率一六五%に比較して最近高くなつてきており、これは失業情勢の反映と補導所の広報活動の結果によるものと思われる。

就職状況についてみると、女子は男子に比して自営率が高く、又未就職率も同様に高い点特徴的である。これは女子の補導員が洋裁等自営に適した職種が多いこと、女子の就職範囲が年令その他の事情から男子に比較して限られているためである。次に補導生の、年令構成は二四才以下が全体の九一・三%を占め、且つ新制中学卒業程度の少年層がきわめて多くなつてきたのが特色である。

以上が青少年児童白書のうちの総論と労働篇の概要の紹介である。

(柳田國郎)

る。調査経過で把握された該年少者についてその概況をみると次のとおりである。

(1)親元の状況 調査年少者のうち、両親のいない者又は片親のいない者は東北四二・四%、九州三七・九%、関東甲信越三七・七%で比較的家庭環境の不遇な者が多い。親元の職業をみると、何れも農業、目雇及び人夫、無職が圧倒的に多い。また同居家族の収入は何れも五千八百円の層に多い。調査対象のうち生活保護法の適用を受けているものは、東北一八%、九州一二・八%、関東甲信越一三・五%である。

(2)就業先の業種 年少者の就業先は何れの場合も芸妓置屋、料理飲食店、旅館等の接客業が多く、次いで農業、紡織業、小売業、大工、左官業等となっている。

(3)就業の動機 就業の動機は生活貧困によるものが半数以上を占めているが、これは口へらしのため若しくは家計補助のためのものである。次いで多いのは、本人の希望によるもの、家庭不和乃至愛情欠如によるものである。

(4)仲介人 年少者の就業について仲介にたつた者の延人員は東北六一名、九州三八四名、関東甲信越五一一名である。これらの仲介人は殆んどが保護者兄弟、親類等親族関係にある者あるいは友人等であり、当該年少者の家庭の窮乏を救うために、又は本人のために就業をあつたものであり、悪質な常習者は比較的に少ない。

(5)労働時間 休日 該年少者の労働の拘束時間は一日一二時間以上というものが多く、休日も全然ないもの、休日の不定のもの、昼、暮、祭日などに休日の与えられる者などがみられ、週一回の休日のある者は六・八%にすぎない。

★子供のしあわせのために
児童憲章制定 全国児童福祉大会に出席して
五周年記念

「発言者はもとと真面目に話してはいい、私達が今日こうして集つてゐるのは、どうしたらすべての子供達を、本当にしあわせにすることが出来るかを真剣に話し合うためだから——」との会場の一隅から発せられた力強い発言と共に一斉に拍手が起つた。これは大会初日の総会において、不良出版物の青少年に与える影響をめぐり、某出版業界代表者の回答に対し、否、子供の福祉を阻むものもの、ものに対する会場全体の気概ともいふものが、いみじくも表現せられたひとときであった。

日頃の善光寺参りがあるといふ、いかにも仏の都らしい落つきをみせたこの長野市で、「目でそれとみられる道を歩む三々五々の群は、文字通り、日本の北から南からこの大会に参じた児童福祉に関係ある二十余人の人々である。

五月十六日の開会総会を皮きりに三日間に亘り、「家庭に恵まれない児童のしあわせを守るにはどうしたらよいか」、「母と子のしあわせをどうして守るか」等々の七部会に分れて、児童福祉を真に地にづけるものにするための努力が発表され、討論された。しかし、卒直にいつて、「部会平均約三百人の大世帯だつたので、一口に「母と子のしあわせ」とはいっても、限られた時間内で多岐に亘る問題を扱う故に、羅列的発言に終つた感があつたのは、いさゝか残念であつた。このような催しが行われることによつて、児童福祉に対する認識が新たにされ、児童福祉のための運動が、さらに進められることを望むのである。

(東京労働新聞 高野百合子)

(一)職業補導事業の現況

わが国の職業補導事業はその目的によつて各方式に分かれるが、その現況を述べるにあつては次の項目に分けることができる。

(1)一般公共職業補導所 一般公共職業補導所は労働大臣が都道府県をして設置経営せしめ、国が定める諸基準によつて職業訓練を行わせるものである。昭和三十〇年度末においては全国二七〇か所に設置されており、機械、自動車整備、板金、溶接等わが国基幹産業中の主要職業を中心とした補導種目六八種目にわたつて補導が実施されている。

(2)身体障害者公共職業補導所 障害の程度の軽い者に対しては一般公共職業補導所で実施しているが、重度の障害者に対しては、その人々には特別の施設を必要とするほか、補導種目、訓練方法についても特別の考慮を必要とするので、国が自らこれを設置し、都道府県に経営を委任している。現在全国八か所にわたり、義肢、洋裁、時計修理等延五二種目につき年間一、一五〇人に対して訓練を実施している。

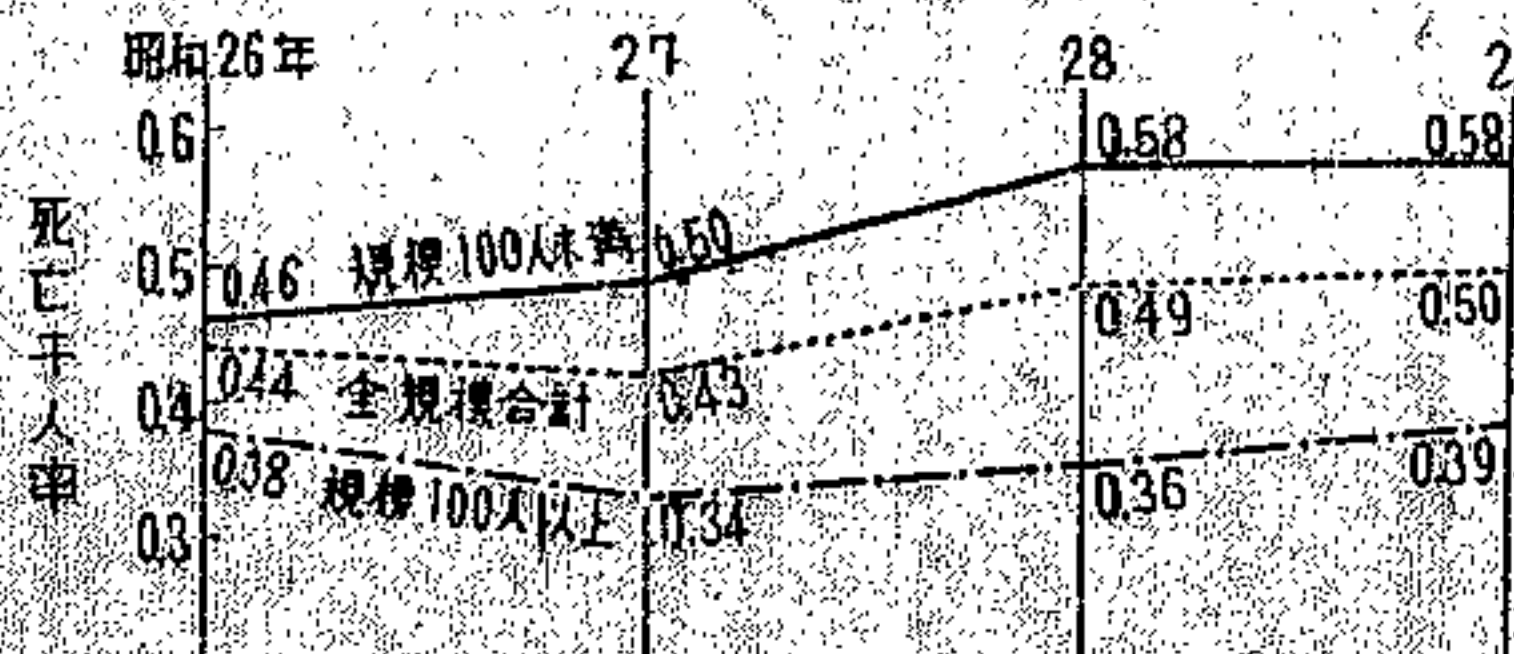
第2表 年少労働者の業種別死傷災害発生件数及び発生率（年千人率）

業種別	男			女			計		
	労働者数	死傷件数	発生率	労働者数	死傷件数	発生率	労働者数	死傷件数	発生率
製造工業	232,942	8,133	34.9	284,399	2,049	7.3	517,341	10,182	19.7
建設業	4,568	489	107.0	1,026	55	53.6	5,594	544	97.3
運輸業	15,448	1,322	85.8	2,581	159	61.7	18,029	1,481	82.3
商業	7,156	251	35.1	6,564	296	45.1	13,720	547	39.8
林業	1,990	178	89.5	693	22	31.8	2,683	200	74.5
その他	6,821	217	31.8	3,703	11	3.0	10,524	228	21.7
合計	94,025	218	2.3	81,597	23	0.8	175,622	241	1.4
合計	362,950	10,808	29.8	380,563	2,615	6.9	743,513	13,423	18.1

(注) 千人率＝死傷件数×1,000
労働者数

第1図 労働者死亡事故発生傾向比較表

(就業区を除く全産業・全労働者)

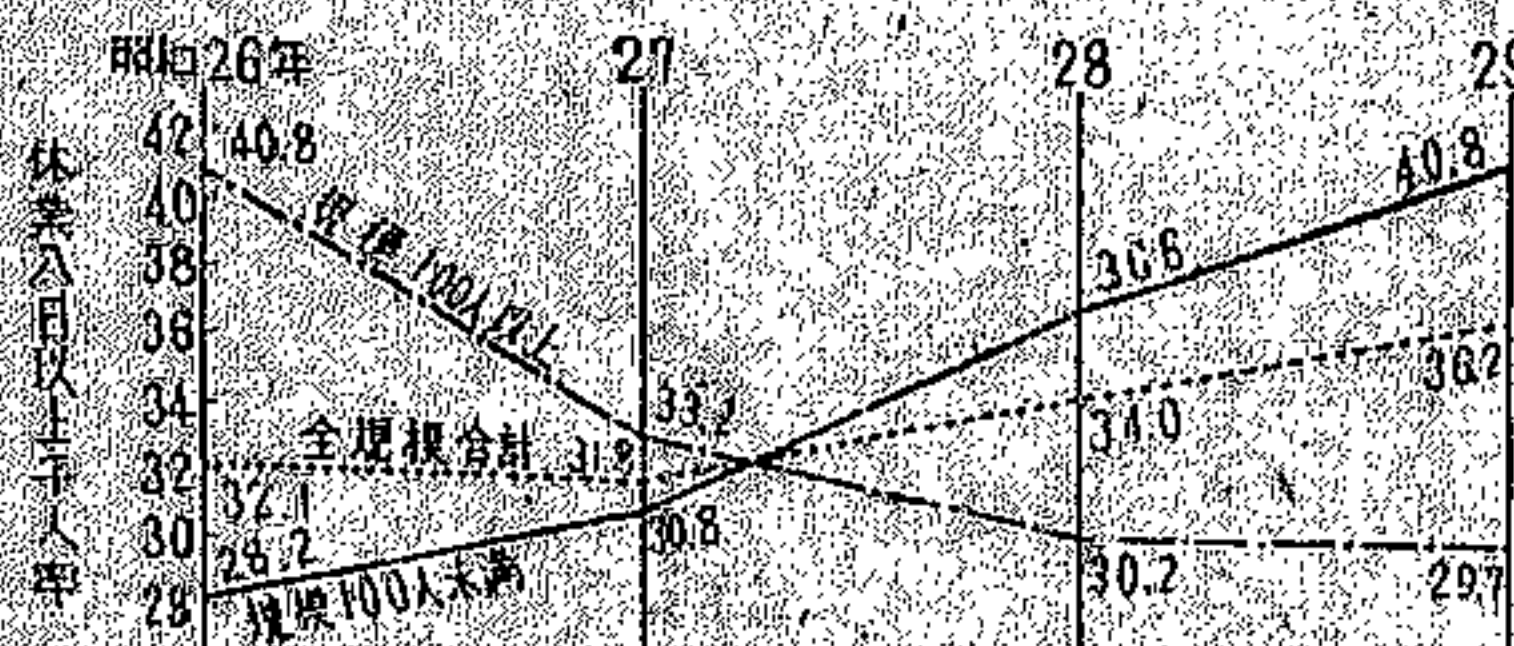


事業規模	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
労働者数	228万人	298万人	314万人	330万人
死亡者数	865人	1,027人	1,142人	1,275人
100人以上	228万人	298万人	314万人	330万人
100人未満	510人	452人	464人	465人
死亡者数	2,359人	2,241人	2,685人	2,693人

(注) 事業規模は昭和26年のみ、100人未満は150人未満、100人以上は150人以上の区分による

第2図 労働者死傷災害発生傾向比較

(就業区を除く全産業・全労働者)



事業規模	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
労働者数	228万人	298万人	314万人	330万人
死傷者数	93,000人	90,000人	95,000人	98,000人
100人以上	228万人	298万人	314万人	330万人
100人未満	510人	452人	464人	465人
死傷者数	144,000人	139,000人	170,000人	190,000人

(注) 事業規模は昭和26年のみ、100人未満は150人未満、100人以上は150人以上の区分による

年少者の労働災害発生傾向は、昭和二十六年の労働災害発生報告を分析したものと、作業行動に関するもの（手動機械、重工具、物品の取扱、運搬物の飛来、崩落、人の転倒、つまづき、踏破、墜落等）によるものが五九・三％を占めて最も多く、災害原因の九〇％はこの原因と動力運転に関したものである。（原動機、調整車、歯車、動力木工用鋸機、動力研磨機等によるもの）である。

年少者の動力運転に關した災害原因比率（一九二六）は、

働く年少者の安全

労働省婦人少年局年少労働課

行事のうちでも古いものに属し、事業場における自主的安全活動や安全思想も、漸次促進普及されつつある。然しもう一方において、産業災害による犠牲者数は一向に減少せず、むしろ増加の傾向で、特に、死亡災害は著しい増加をみせ、憂慮すべき状態にある。

第1表 年度別年少労働者死傷災害発生状況

(昭和26年～29年)

区	分	計	男	女
昭和26年	計	754,955	353,433	401,522
	労働者数	13,335	9,917	3,418
	死傷件数	744,783	346,220	398,563
昭和27年	計	707,100	325,500	381,600
	労働者数	13,200	10,500	2,700
	死傷件数	697,500	318,400	379,100
昭和28年	計	773,478	370,984	402,494
	労働者数	13,852	11,123	2,729
	死傷件数	765,673	364,836	400,837
昭和29年	計	743,513	362,950	380,563
	労働者数	13,423	10,808	2,615
	死傷件数	737,919	358,382	379,537

1) 本表は、労働基準法施行規則第57条によつて、各年末までに報告された休日1日以上死傷件数である。

2) 労働者数は各年末におけるものである。

現在、我が国の労働基準法の適用事業場は、年少労働者の一九％に当り、且つ、この被労働者のうち約一％は死亡し、傷害が完全に治癒したものも僅か三〇％に過ぎない。現在において、既に生産の一端を担うとともに、将来の中堅産業人として保護されるべき年少労働者が、この様に災害により死亡或るいは労働不能等になることは、本人や家族の不幸は勿論のこと、災害から悲劇

とされる直接、間接の損害を加えると、企業や、ひいては国家、社会にとつても大いなる損失であることは言うまでもない。

それにもかゝらず、労働基準法の年少労働者危険有害業務制限事項（第八條）に於いて依然として安全関係の違反が多く、これは定期、申請、特別安全等諸監督の結果あつたものであるから、未監督の事業場をも含めると、事業場の特に中小企業においては年少労働安全の思想や、知識、設備等に、まだ欠けるところが少なくないといふ。

1. 業種別並びに規模別災害発生状況

一方、実際に産業災害を起したものに就いてみると、昭和二十九年においては第二表のとおりである。

この数字そのものが直ちに夫々の業種における危険性を示すものではないが、発生件数（絶対数）の上からは製造業が最も多く、総数の七五・九％を占め、次いで建設業で、この二産業で総件数の九〇・四％を占める。

また事業規模においては、婦人少年局が調査した休業の四週間以上の被災年少者についてみると、五〇人未満の事業場が五〇・五％、五〇人以上一〇〇人未満が四四・五％、一〇〇人以上の事業場が五・〇％のようになり、災害が中小企業に多い傾向が表れている。このことは、年少者を雇用する企業、金労働者災害統計にもあらわれており、第一図及び第二図は、我が国の産業

安全が、大規模事業場では進歩しつつあるのに対し、中小規模事業場に於いて、まだ立ち遅れていることを如実に示している。

2. 性別・年齢別発生状況

次いで、災害発生率の点よりみると、年少者の昭和二十九年における全産業千人率（労働者千人当りの被災率）は一八・二で（鉱業を除く全産業では一七・四）成人労働者に対し低率（全産業四一・〇）を占める。これは年少者が法により危険な業務につくことを禁止せられているからである。

然しながら、産業によりかなりの差があり、第三図に見るように、運輸事業においては男青少年者共に成人労働者より、年少者の昭和二十九年における全産業千人率（労働者千人当りの被災率）は一八・二で（鉱業を除く全産業では一七・四）成人労働者に対し低率（全産業四一・〇）を占める。これは年少者が法により危険な業務につくことを禁止せられているからである。

次に第三表は年少労働者のみについてその災害発生率を表したものであるが、これにより、鉱山、炭鉱、土木及び建築の現場、停車場及び港等の荷役現場等が、年少者にとり極めて災害の危険性の高い職場であり、次いで、バス、トラック等の交通運輸事業、工場及び林業における男子年少者の職場の危険性が示されている。且つ全産業において男子

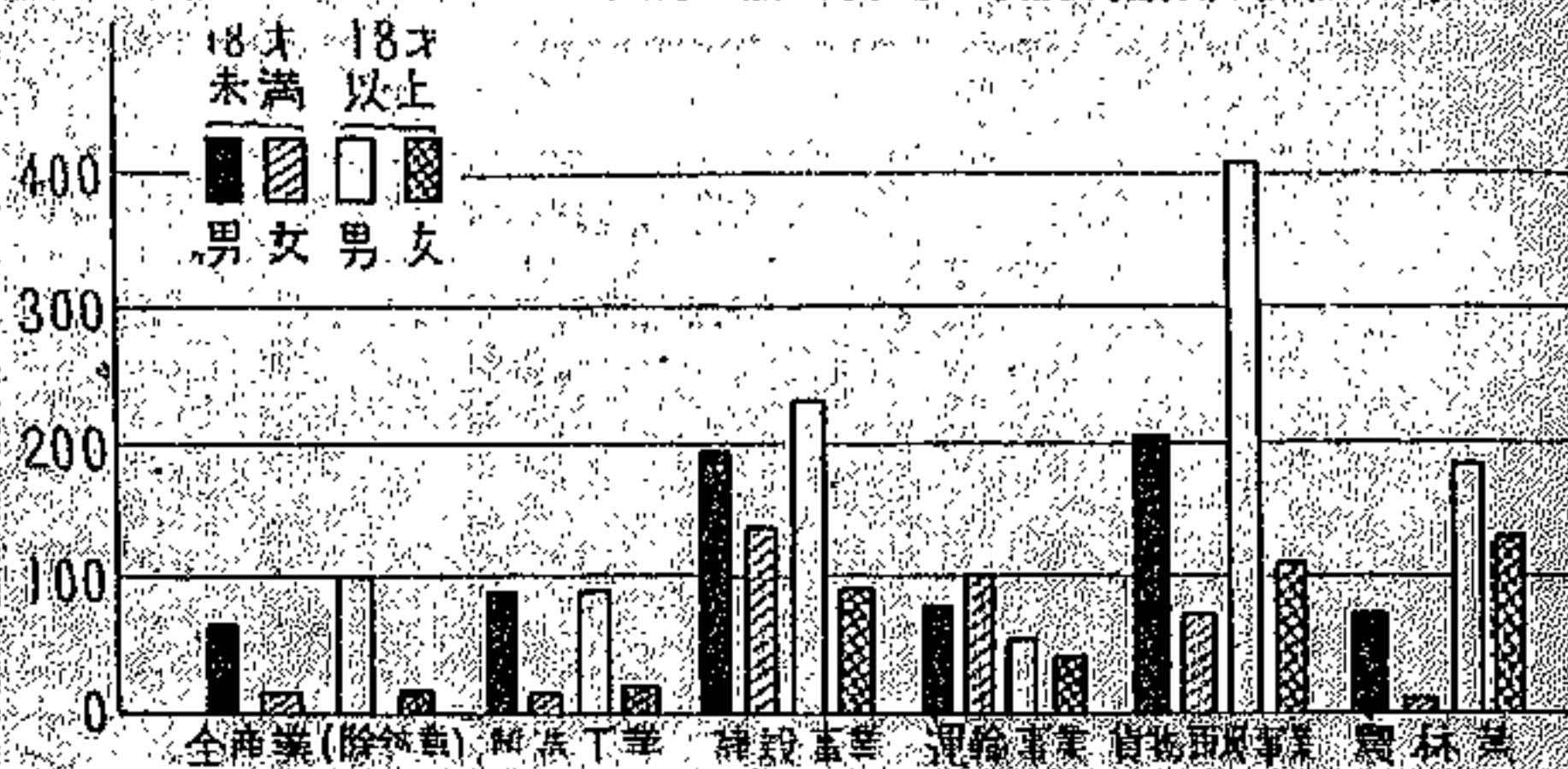
は女子の約五倍を占める高率であることが表れているが、これは男子年少者は機械器具工業や金属工業、製材及び木製品工業等の現場作業や、運搬、搬送等の行動範囲の広い作業への就業率が高いのに対し、女子は紡織工業、通信工業、化学工業、食料品工業等の軽工業や事務作業に働くものが多く、という職場、職種の違いから来るものと思われる。

3. 災害原因

これら年少者の災害原因は、昭和二十六年の労働災害発生報告を分析したものと、作業行動に関するもの（手動機械、重工具、物品の取扱、運搬物の飛来、崩落、人の転倒、つまづき、踏破、墜落等）によるものが五九・三％を占めて最も多く、災害原因の九〇％はこの原因と動力運転に関したものである。（原動機、調整車、歯車、動力木工用鋸機、動力研磨機等によるもの）である。

年少者の動力運転に關した災害原因比率（一九二六）は、

第3図 性別・年齢別死傷災害発生状況(指数) (昭和29年)



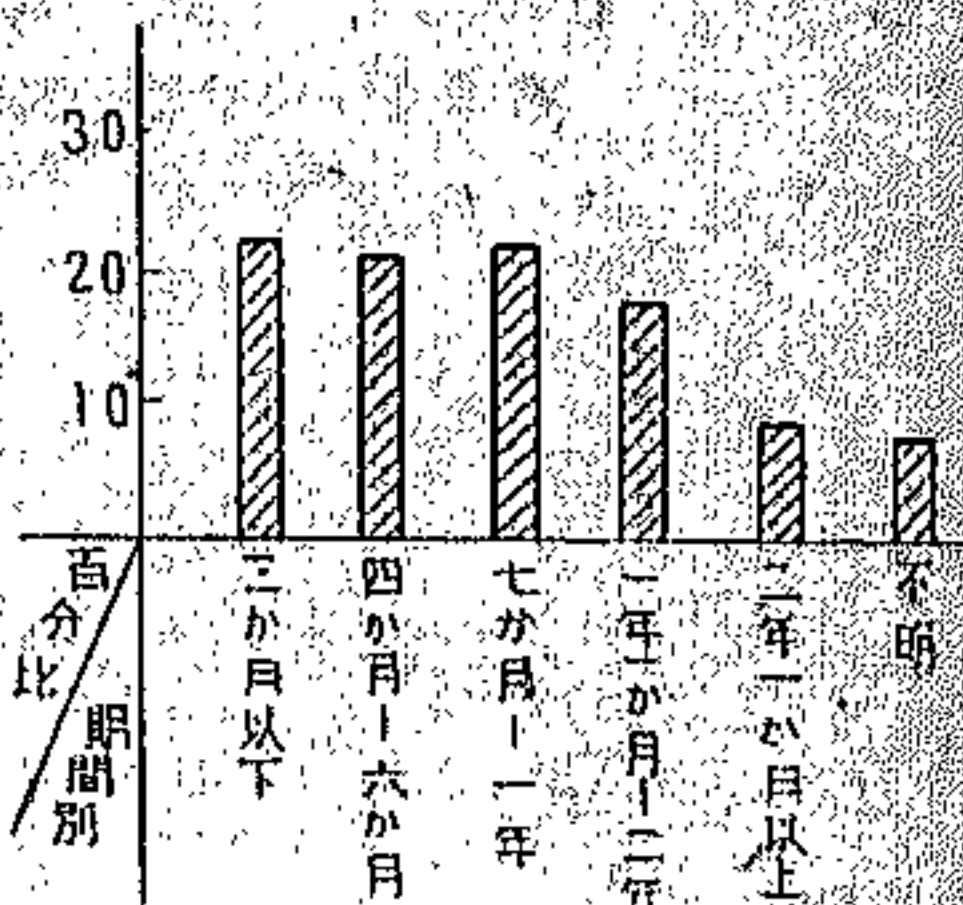
(注) 本図は昭和29年の職業を以て全産業の18才以上の男子の災害千人率44.4を指数100として、その千人率をこの割合で表したものである。

第3表 性別・原因別死傷災害発生率

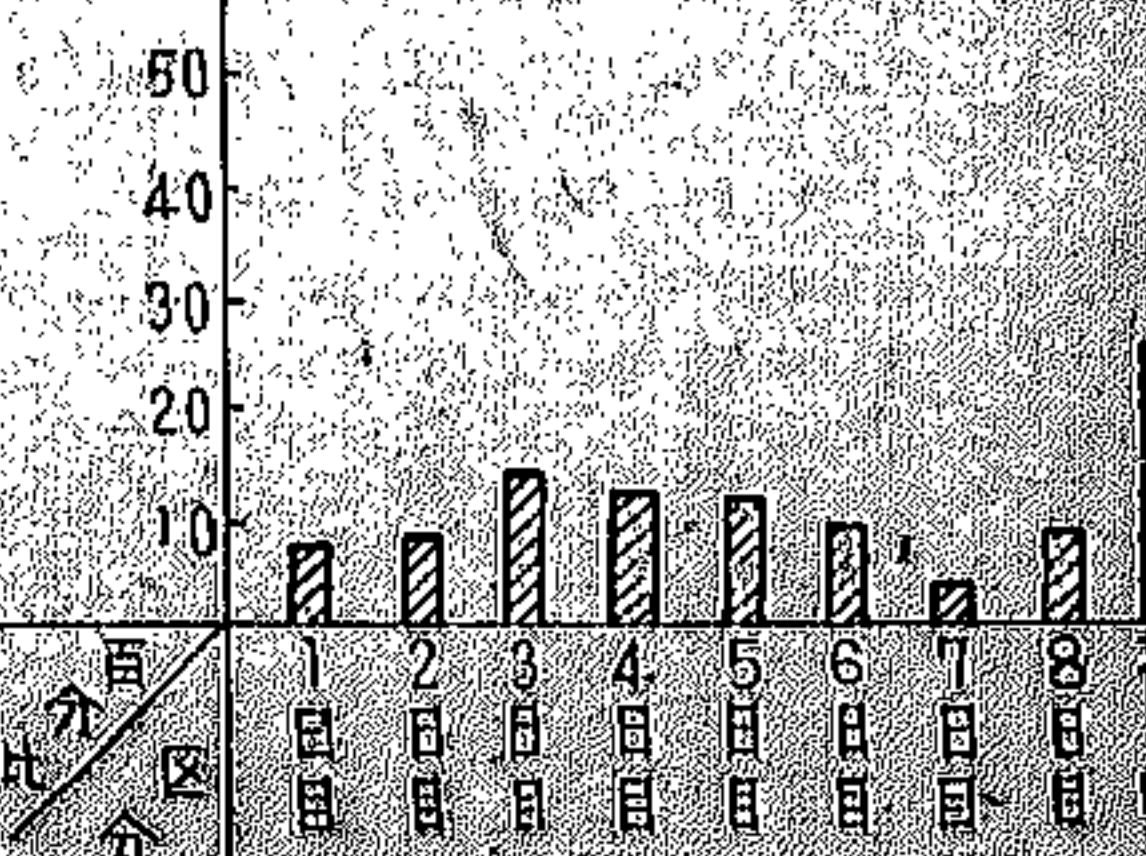
原因	男	女	計
動力運転	19.4	32.7	20.7
作業行動	61.6	47.0	60.1
特殊危険物	6.1	1.6	8.4
その他	9.9	18.7	10.8
計	100.0	100.0	100.0

(注) 1) 労働省労働基準局調
2) 昭和22.9.1~23.5.31迄の間に発生した死傷災害報告による。

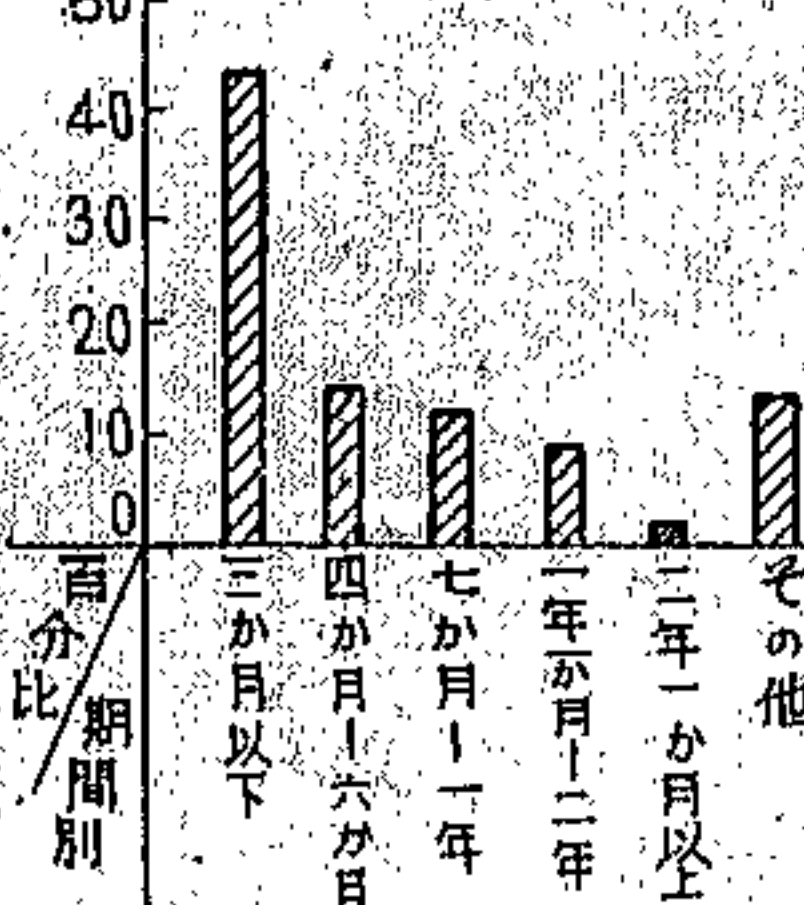
第4図 勤続年数別被災年少労働者数 (第4、第5図とも休業4週間以上)



第6図 休日あり経過日数別被災年少労働者数 (休業4週間以上)



第5図 経験年数別被災年少労働者数 (被災時の就業状況別)



成人労働者をも含めた原因全平均(二・六%)の二・五倍を占め、休業四週間以上の重傷を受けた前述の調査結果では、大半がこれに基くものである。被災原因を更に性別にみると、やがて古い資料ではあるが、第三表の如く男子、女子共に作業行動に関するものがその半ばを占め、続いては動力運転に関するものであるが、更に男子年少者では特殊危険物に関するもの(引火性材料、内圧容器の爆発破裂、電気、有毒ガス、蒸気、腐蝕物、高熱物等によるもの)、女子年少

者では動力運転に関するものの比率が目立つて多い。年少者の死亡災害は、製造工業、建設事業の二産業で大部分を占め、主として動力運搬機(軌道又は無軌道動力運搬機、コンベヤ等)や、飛来、崩壊等の原因によるものである。4 被災時における経験年数及び被災日時

年少者が災害を受け易い経験年数は、前述の休業四週間以上のものについてみると、第四図、第五図のように「就職後六か月未満のもの(四三%)」「被災したその業務についてから三か月未満のもの(四四%)」等のような未経験者や不熟練者に多い結果が表れており、また被災日時は、休日あけから三、四日目のものが二六%を占め、作業終了時間間近に重大な災害が起り易いということが示されている。

年少労働者の災害の一般的状況は以上のべたとおりであるが、年少者の災害を防止するに当っては、まず発育期にあるその心身の特徴について知り、その上に業種、職種等、各々の職場に即応した安全対策がたてられなければならない。即ち、年少者は災害と関連して、おおよそ次のような特徴を有していることに留意する必要がある。精神的特質としては

(5)批判的、論理的となりつゝあるから教養方が適切に理論的、科学的でなく、納得を与えないときは、生意気な行動や反抗的態度にて安全戒律を軽視あるいは無視する結果を生ずる。

ないが等々に常に注意を要する。等である。更に、本来働く年少者の安全管理は、(1)建物や設備の改善(2)安全装置や保護具の整備(3)工具や道具の選定等の物的対策を整え、(4)年少労働者に対する特別な作業規則、安全心得、安全動作、正しい作業方式等を定め、(5)災害頻発性素質者、禁止制限業務就業その他の不適応者の適正配置を図り(6)整理整頓の標準を定める。

年少者の教育指導担当者、一般成人労働者、年少労働者、父兄、労働組合の各々、或るいはその混成による、年少労働者安全労働のための懇談会、講演会、研究会等を開催することを始めとして(2)年少労働者の適正配置(3)安全保護具の整備(4)職場内整理整頓の実施(5)年少労働者災害事故の検討(6)標準作業方式や安全動作の設定(7)安全教育の実施(8)適正な労働条件の維持(9)余暇の善用指導等々、年少労働者の安全の普及徹底を図るための諸企画を、労働行政機関や専門家との連携、協力のもとに実施して頂きたい。

このようにしてすべての人々が、年少労働者の災害の実態や安全の必要性を認識し、年少労働者を災害から守ることに協力するならば、その災害は必ず防止され、安心して働くことのできる職場となつて、生涯と能率は向上し、彼等をして将来の国や社会を担つてたつ中堅産業人として健全に育成することができらるであらう。

三、年少労働者の災害防止のため

そこで年少者の災害をなくすためには、成人労働者と共通した必要事項が、他の他に、特別の配慮が必要である。例えば、

- (1)未経験者として、細かい注意を払って取扱い指導する。
- (2)心身の発達にふさわしい速度で作業につかせ、年少者自身の力量の限界における判断不足は、他の経験者が正しく補つてやる。
- (3)作業ならびに作業現場に対する不慣れのために欠け勝ちな心くばりは、経験者が指導して補つてやる。
- (4)体力の限度を越すような作業につかせないよう、且つ過度の疲労を生じない

以上のことから、各事業場においても今年の安全週間には、特に働く年少者の安全を主要目標の一とし、個々の事業場に則して(1)使用者、安全管理者、労働担当者

年少者の教育指導担当者、一般成人労働者、年少労働者、父兄、労働組合の各々、或るいはその混成による、年少労働者安全労働のための懇談会、講演会、研究会等を開催することを始めとして(2)年少労働者の適正配置(3)安全保護具の整備(4)職場内整理整頓の実施(5)年少労働者災害事故の検討(6)標準作業方式や安全動作の設定(7)安全教育の実施(8)適正な労働条件の維持(9)余暇の善用指導等々、年少労働者の安全の普及徹底を図るための諸企画を、労働行政機関や専門家との連携、協力のもとに実施して頂きたい。

このようにしてすべての人々が、年少労働者の災害の実態や安全の必要性を認識し、年少労働者を災害から守ることに協力するならば、その災害は必ず防止され、安心して働くことのできる職場となつて、生涯と能率は向上し、彼等をして将来の国や社会を担つてたつ中堅産業人として健全に育成することができらるであらう。

年少者の災害をなくすためには、成人労働者と共通した必要事項が、他の他に、特別の配慮が必要である。例えば、

以上のことから、各事業場においても今年の安全週間には、特に働く年少者の安全を主要目標の一とし、個々の事業場に則して(1)使用者、安全管理者、労働担当者

年少者の教育指導担当者、一般成人労働者、年少労働者、父兄、労働組合の各々、或るいはその混成による、年少労働者安全労働のための懇談会、講演会、研究会等を開催することを始めとして(2)年少労働者の適正配置(3)安全保護具の整備(4)職場内整理整頓の実施(5)年少労働者災害事故の検討(6)標準作業方式や安全動作の設定(7)安全教育の実施(8)適正な労働条件の維持(9)余暇の善用指導等々、年少労働者の安全の普及徹底を図るための諸企画を、労働行政機関や専門家との連携、協力のもとに実施して頂きたい。

このようにしてすべての人々が、年少労働者の災害の実態や安全の必要性を認識し、年少労働者を災害から守ることに協力するならば、その災害は必ず防止され、安心して働くことのできる職場となつて、生涯と能率は向上し、彼等をして将来の国や社会を担つてたつ中堅産業人として健全に育成することができらるであらう。



災害は年少者の一生を左右する

青木 昇

日本の屋根、信州の事業場は企業にその基礎が深く且つ狭いものが多い。従って年々卒業する中学校の生徒もその職場を果てて進出している。現在、学校での職業教育は、それに呼応するように、大企業向けの教育が施されている。しかしながら長野地区における事業場の九割五分以上が中小企業であるとき、これらの年少者達には、まずこの就職の際に社会に対して一つの失望をもつことになる。大人がその義務として年少者達に希望を与えなければならぬにもかかわらず、どんなに私たちが無意識のうちにも、年少者達に夢を失わしめているかを考えなければならぬ。

災害もその悪質なもの一つである。災害は誰がうけてよく、誰が蒙つてはならないというものではないが、特に年少者に対しての影響は甚しく、年少者の一生を左右してしまうことすらしばしばである。

長野地区においても、年少者に対する事業場の考え方は、大別して二つの流れに分けることができる。その一つ

のグループは年少者を使うことを厄介視している人々であり、他のグループは将来の会社の幹部を養成するには年少者のうちから、自らは不可欠の技術者として養成しなければならぬとする人々である。前者の事業場では極めて悲観的なことの多い、後者の事業場からは多くの効果ある対策が生れてきており、それが安全管理にも非常に役立っていることは喜ばしいことである。そしてそれらの事業場からは、いずれも年少者の災害はその人の一生を左右するから、これらの若人を守り育てるのは事業主の責任である」という言葉が聞かれた。そして悪貨は良貨を駆逐するという経済法則とは逆に、この場合は後者が極めて除々ではあるが前者を駆逐しているのである。

長野市の中央部にある長野日本無線株式会社も後者のグループに属する事業場で、二百名の労働者の約一割が年少者である。この事業場でも年少者を対象に技能者養成を実施し、この社会科で安全教育をし、職長に特に年少者を監督せしめて、災害防止に努めている

る事は他の事業場と変わらないのであるが、災害の原因に心理的な面が多いことと、運動神経の鈍さが関係していることを考慮に入れて、これらの面からの対策を考えている。その対策の一つとして、この会社では同じ年に入社した者を学年別グループに分けて、これを自治的に運営させ、体育・レクリエーションの他、仕事の研究、災害の防ぎ方を研究させている。そしてその結果を報告させて、それに対する批判を行い、良くできた時には賞賛し、誤っている場合には、それを指摘し、理論的に説明して修正してやり、その実施をすすめるようにしていますと共に、一日当番制で日直をきめて、毎日の作業を注意して監督させた。この結果仕事に興味を持つと同時に、お互の間に団結(協同精神)が生れ、今では季節々々のレクリエーション・映画観賞会等が実施され、茶話会の時などは会社からも茶菓子を出してもらい自分達だけで運営している。この結果、年少者から消え、安全対策に効果があつたばかりでなく、心身の發育の面にまで効果があらわれた。

又同じ長野市の或るバス会社では六名いる年少者の車掌さんを、一つの路線にまとめて就労させた。この路線は、乗車時間、拘束時間共に他の路線より短く、且つ比較的混雑のない路線で、馴れない車掌さんには好都合の路線で

あり、年少者への当然の配慮であるが、安全委員会の決議で各委員が意見を述べ、路線の割り、年少者の勤務ぶりを監督してその混雑を減らし、安全な業務方法を教えることにより、従来のよりも短時間で仕事の要領を覚えさせることができた。また、お互が励ましあうようになり、職場がなごむと同時に仕事を楽しくするようになった。

このように年少者への安全管理は他の成人達に対する安全管理以上にその性質上重要であり、人間本来の感情の発露としても積極的に行われなければならないことである。幸にして当地区においては一つ一つの暖かい愛情に包まれて、年少労働者の安全管理が成長しつつあるが、その反面、年少者ばかりがわが方が、という声がつよく聞えるとき、その原因がどこにあるかを深く考えなければならぬ。このような考えを持つ人々は、自分の子にどんな職業を与えるのだからか。又年少者のいる職場で誤った作業方法を行えば、年少労働者はそれに感化されることはいうまでもない。ライサンダーは児童は先生に感化される」といつたが、この言葉は「年少者は大人に感化される」とおきかえることができる。

私たちは年少労働者を災害から守り、一生を顧慮することのないように安全管理を努めなければならない。

――長野労働基準監督署・監督官――



安全旬間と学校教育

高橋 保

私の勤務する学校のある地域社会は東京都に隣接する一工業都市で、有業人口の殆んどは工業者である。生徒の父母・兄姉、或るいは卒業生の大部分は東京方面・川口或るいは本町内の諸工場に吸収されているのが現状といえよう。

本校はこのような環境のもとにあるので、生徒の父母や本校の卒業生である生徒の兄姉の方々が、各工場において、安全で健康で、しかも健全な工場で働くことができるか否かが、直接間接、学校教育に影響するといえるのである。

例えば、殆んど工場つとめの人々である生徒の保護者すなわち生活の支柱になつてゐる方々に死亡・病氣・負傷・失業、または給料の不払・遅延等が起ることによつて、次のような現象が学校に現れてくるのである。

- 一、不就学生徒の発生。
二、欠席・遅刻・早退者の増加。
三、牛乳配達・新聞配達、その他のアルバイト生徒の増加。
四、教科書代・学用品代、P.T.A.を

- 五、衣服不足、入浴不足等による不衛生生徒。
六、欠食生徒の出現。
七、家庭生活の不安による生徒の精神的動揺。

これらは過去に明らかに示されている事実である。以上の事柄は学校教育の健全化をはばみ、生徒の肉体的・精神的発達に大きな欠陥を招き、全人格形成に一大支障を来たす由々しい問題と云わなければならない。

このようなことの原因となる災害を未然に防止するには、各工場がそれぞれ安全への深い関心を示すことはもちろんであるが、一方学校に於いても生徒に安全教育を施すことによつて間接的に災害防止に協力することも相当の意義をもつものである。

従つて学校として安全旬間に関心をもち、協力することは当然といわねばならない。本校としては前から商工会の依頼をうけ年々行われる安全旬間に際しては、生徒にその主旨を徹底せせると共に、ポスターを作成し、学校

商工会議所・各工場等に掲示して、工場安全運動を各層へ普及徹底させるためにささやかな協力をしてきたのである。昨年は幸い商工会からの呼びかけで、安全旬間中に各工場の安全状況巡視に同行参加させていただき、次に挙げるような大きな収穫を納めることができたのである。

一、私たちが年々職場に送り出している卒業生に、何等かの助言指導をすることが望ましいのであり、そうせねばならないのであるが、多忙のため今までなかなか困難であつた。この巡視を機会に彼等の動向を把握することができたし、彼等自身もかつての先生の来訪によつて、心理的にも、その他の面にもよい影響があつたと思う。

二、各工場の事業施設、安全のための施設、従業員数等を判然と知ることができ、今後の卒業生の就職斡旋の面から考え、適材適所に配置すること、或るいは工場の安全に対する関心の程度を知ることができたこと、また、会社工場の主要な人々との機会に面接できたので、以来卒業生の就職について大変便宜を図つていただけたこと、その上、新就職者の取扱について、学校側の希望意見を多分にききとつていただけたこと等、職業指導の面から利するところが大きかつた。

三、工場の機械設備、安全保護の施設及び技術、工場内外の清潔・格頓と

能率化のための配慮、災害防止の指導及び訓練の実施状況、等は職業家庭科の授業に直接役立った。

四、地域社会内にある会社・工場の配置状況、製品種類等についての知識を得ることができたこと。

五、学校内において日常、生徒の安全を確保するために、より関心を深くもたねばならないとの自覚を得たこと。すなわち、校庭内の危険物処理、通路排水の処理等、また校舎内で下り廊下や廊下の交通訓練、その他職業実習における注意、体育時間の安全確保、生徒の健康管理、校庭内の緑化、美化等々。

以上私たちが工場巡視によつて得た数々の利点である。

私たちは今後学校教育の推進に当つて安全への関心をいよいよたかめ、家庭内へ浸透徹底させ、レクリエーションをするとか、花壇をつくる等たのしい雰囲気をつくり出し、健康な明るい家庭をつくり上げていくことにより、父兄が各事業場で安全に働くことができ、社会の生産力を高め、ひいては生活水準の向上を図るよう協力したい。

最後に巡視その他に当り種々御指導下さつた補助労働基準局安全衛生課ならびに監督署・商工会の方々に深く敬意を表すると共に今後ともこのような機会を多く与えられるよう希望する次第である。――埼玉県戸田中学校教諭――

年少労働者の座談会

労働管理の一例



延原誠二

毎日元気に働く年少労働者の真剣に働いていく事実であります。様子がまたたくまに全くなされたのと同じ気持ちになります。特に入社早々の年少労働者の仕事に取り組んで一日も早く先輩達に負けないで一人前になるという意気込みは、何かが多いのすら感じられます。

さてこうして熱心に働いている者の中から、日が経つうちに落伍し退職して行く者が出る事は本人の不幸は勿論、会社にとっても大きな損失であります。

事態が退社という形になって現われてから、その退社理由を話し、再考を促したりする程度で、その複雑多岐な原因を追求することをせずに処理してしまふようなことがあつては、管理者として不熱心・不責任の誇りはまぬがれないのではないのでしょうか。彼等の入社当時の意気込み、気組みをいつまでも持たせ、育て伸ばして行くことこそ年少労働者を管理指導してゆく者の至上任務であると思ひます。

通常年少者が退社する時期は、一年目三年目頃が多いと云われていますが、退職者という者は、以外な時に、思わぬところから出て来るものであることは首尾よく

この会の根本テーマは「当工場の一員として誇りを持つていく」ということ

（一）年少者として安全面・衛生面その他各種の保護規定があるが、私達は保護されることに甘える事なく、職業人として誇りをもつて働く。

（二）私達が工場にいる間は作業・仕事の発展、技術の向上が基礎をなしてあり、これを推進するための福利厚生なのであつて、個人の趣味や娯楽は職場

内においては限度がある事を知らず、（三）私達は会社の組織の一員であるとの自信と、仕事に対する誇りを持つて日々働く。

このように、古参者や職長級でも結論づけられないような立派な申し合わせが彼等の気持から生まれたことは、驚異に値するものと云わねばなりません。平常の座談会で会社の組織（社の風・習慣・諸規則の教育等）、仕事の内容、彼等の造る品の価値を話し合い、これを通して意志の疏通を図り誤解や思い過しなく気持よく働ける職場とするよう問題を持ち出してディスカッションしております。次に昨年度実施して効果のあつた座談会の方法について御紹介してみよう。

年少者達は個人的な悩みや、不平不満は多勢の前では発表しにくい、且つその表現方法も下手なので、前以つてよく説明して置き、無記名で職場に対する喜び・疑問・希望・悩み等を投書させ、これを整理して、次回より一つ一つを議題として採りあげ、共に考え解決をして行きました。これによつて管理者として教えられるものが多く、同時に彼等も自分の持つ諸問題が仲間と共に解決されて行くので、本心に納得したようでした。この時の議題の残りは今日でも続けられ、彼等も一生懸命に自分達の結論を出すと共に実行に努力しております。

ではどんな事が投書の内容を占めていたかを紹介し、当工場における年少労働者の問題がどのようであるかをあか

者の問題がどのようであるかをあかきで載せたいと思ひます。

第一回目の無記名投書による申立件数五三件

満足して更に向上させたいというよい点を述べたもの 20% 一七件

不平・不満・希望・改善を訴えたもの 80% 四一七件

これを更に「制度・施設」「現場の仕事関係」「対人関係」に分けると、

一、会社の制度、施設

良い点を述べたもの 四件

悪い点を指摘したもの 一八件

二、現場、仕事関係

良い点を述べたもの 二件

悪い点を指摘したもの 四件

三、対人関係（役付・年長・同僚）

良い点を述べたもの 五件

悪い点を指摘したもの 一九件

これをみても年少者達が職場に於て如何に多くの（即ち感情生活の80%は不平不満である）問題を心のうちに秘めて悩みつつ、彼等なりの抑圧と逃避とあきらめをもつて黙々と仕事に従事しているかがわかります。従順な良く働く子と背に云われている者でさえ、心を閉めてみれば観察や、役付の意見では全く測り知れない問題が蔵されていることに驚かされます。然し職場人として、人間自体として未完成な彼等の事ですから、見方、考え方が浅く一方的である事は否定できませんが、良い職場にしたい、働きたい工

場建築したいとの念はむしろ夫人以上の真剣さを持つ事は事実であり、向上心は正しく導くべきであります。

閉鎖的で秘密を持ち、各自の殻の中に閉じこもりがちな年代にある彼等男女年少者を理解し、指導管理することは容易ではありません。心理学的方法の行動観察

初めて彼等の心のうちが見えるのであると思ひます。この意味で常に座談会を利用し、彼等と一緒にやり、融和し、仲間の感情を助成して、これを基盤として、彼等の悩みに解決を与えて初めて年少労働者に働きよい、明るい職場とすることができ、入社当時の真摯な生産意欲

五年十一月四日に皇帝によつて発布されたが、その第三十八条に、「エチオピア臣民はその市民権の享受において何も差別をされない」と規定している。なお第九十五条には、「出生によるエチオピア臣民は、二十歳以上で、一定選挙区に定期的に住まい、又は常に在住しており選挙法に要求される資格条件を備えてい

る者は、その選挙区で国会下院議員を選挙する権利がある。」としている。選挙法も間もなく実施され、国会下院議員の第一回の選挙は、新憲法施行後二年以内に行われる筈である。新憲法によれば、上院議員は皇帝の任命による。

ペルーでは、婦人に完全な選挙権を与える憲法の改正が、国会の上下院を通過した。この改正は一九五五年九月七日の法律第二三三九一号として発布され、婦人は一九五六年六月三日に行われる予定の選挙には参加することができるようになる。

エチオピア帝国の改正憲法は、一九五

察、日記作文の利用、生活調査等は特定の職場を持ち、工場生活の大半を作業に従事している彼等には困難であり、不適当であると考えます。

年少労働者は仲間同士の助けを借りて態度を持ち得る場を与えられ、皆が自分の問題としてとりあげる気持になった時、

離婚、別居又は取消しの訴訟を、自分の住んでいる州に既に三年以上住んでいる場合はそこで提起することが出来る。も夫の住所を探し出して、訴訟を起すためにそこまで出かけるという必要がなくなつたわけである。

エジプト

一九五六年一月十六日、新しいエジプトの憲法が発表された。その第九十四条により、一九五六年六月二十三日の国民投票で決定される。

第三十一条 すべてのエジプト国民は法律によつて平等である。その権利と義務は、人種、素姓、言語、宗教又は主義によつて差別されない。

第十九条 国はその婦人民が、家族に対する義務と同じく公民としての責任も果たす方法を保障する。

六月の国民投票に対する参加を規定する選挙法はまだ発表されていない。

エチオピア

エチオピア帝国の改正憲法は、一九五

を待ち続けさせることが出来るものと思ひます。年少労働者に信頼される指導者になることの困難さを身にしみて感じながら、この座談会を続けております。

東京株式会社労働関係研究所

延原誠二

延原誠二

延原誠二

延原誠二

延原誠二

延原誠二

延原誠二

延原誠二

婦人に関する国際ニュース

国際婦人の地位委員会事務局発行「婦人の地位に関するニュース」第12号 1956年2月より

二 国際条約

☆婦人の政治的権利に関する条約

一九五六年二月一日現在、「婦人の政治的権利に関する条約」に署名した国は四十か国、批准又は加入した国は二十二か国である。

☆男女同一労働同一賃金に関する条約

一九五五年十一月七日、ブルガリアがILO条約第一〇〇号即ち男女同一労働同一賃金に関する条約を批准した。ブルガリアは本条約批准の第十番目の国である。

婦人の地位に関する各国内法

オーストラリア

オーストラリアでは婚姻法（一九四五年）が一九五五年七月十五日に改正され、既婚婦人の権利に重大な変化があつた。この改正前には、婦人が離婚や法定別居又は取消しを訴えることが出来るのは、自分の法定住所のある州裁判所に対してだけであつた。既婚婦人の法定住所は、オーストラリアの法律によれば、現に本人が住んでいる場所に関係なく、又今や夫と一緒になっている場所に入らず、夫の住所にありとされている。しかしこの原則に対しては、既にオーストラリアの戦争花嫁と、遺棄を理由に離婚を申し立てる妻の場合には、条件付で一定の例外が認められるようになっていた。

新しい改正法は、既婚婦人の法定住所の概念と、その夫の住所と同一であるというものは、婚姻に関する訴訟を扱う裁判所の管轄権とは無関係ということにしたのである。オーストラリア全州に適用されている現在の法律では、既婚婦人は、

エジプト

一九五六年一月十六日、新しいエジプトの憲法が発表された。その第九十四条により、一九五六年六月二十三日の国民投票で決定される。

第三十一条 すべてのエジプト国民は法律によつて平等である。その権利と義務は、人種、素姓、言語、宗教又は主義によつて差別されない。

第十九条 国はその婦人民が、家族に対する義務と同じく公民としての責任も果たす方法を保障する。

六月の国民投票に対する参加を規定する選挙法はまだ発表されていない。

エチオピア

エチオピア帝国の改正憲法は、一九五

「国際会議」

☆ 金米婦人委員会の第十回年次大会が、一九五五年五月から六月にかけて、プエ...

☆ 国際婦人同盟の第十七回会議が、一九五五年八月十七日から九月一日まで、...

☆ 世界国連協会の第十回総会が、一九五五年九月四日から十二日までタイの...

「その他のニュース」

オーストラリア

☆ 大員であった上院議員にナジシー、...

れでオーストラリアの婦人上院議員は...

フィリピン

☆ 一九五五年十一月に二十四人の上院...

スイス

☆ はじめ三人の婦人がバングラデシュ...

ギリシャ

一九五六年二月二日に行われた選挙の...

レバノン

三人の婦人がベイルートの市会議員に...

ソビエト連邦

エカテリナ・A・フルトセバ夫人は...

婦人の政治的役割

ユネスコは1952年から53年にわたり、国連婦人の地位委員会の要請にもとづいて、フランスのモーリス・デ...

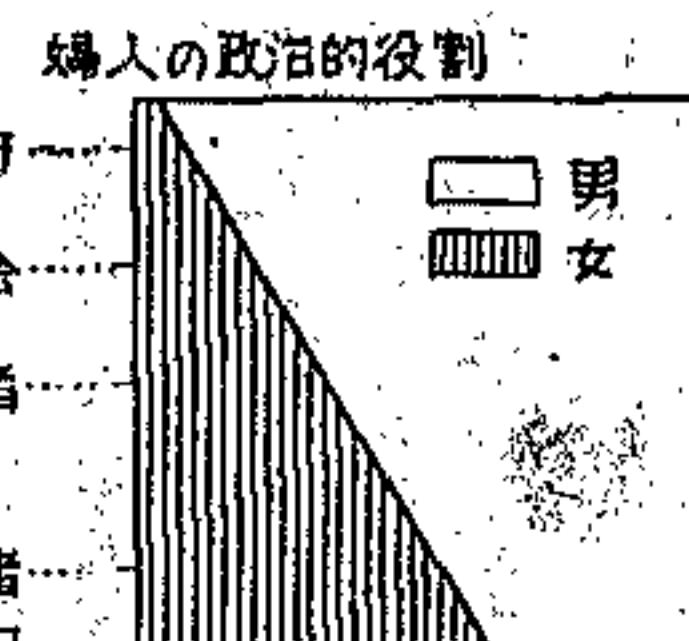
婦人が選挙において果たす役割と、政治的指導者としての果たす役割の間には、...

ことが疑わしくなってくる。選挙ということに関しては、政治に参加する婦人の比率は大きく、数において...

人の投票は一般に男子に比べてやや保守的で、宗教的影響を受けがちなものである...

この調査は、一般に男子に比べてやや保守的で、宗教的影響を受けがちなものである...

婦人の政治的役割



政治的指導権の指図権に上層部にいけば政治的影響政治的参加政治的関心政治的意識政治的行動政治的発言政治的決定政治的責任

これは、国家の機構とその政治的機能において云えるばかりでなく、政府の役人、政党、労働組合、私企業等々で同じことが云える。そして又、この点に関しては...

指導する責任を持たせている。他方、現在婦人の政治的参加を最も奨励している政界——キリスト教の、及びキリスト教民主主義の諸党——は多かれ少なかれ公的に男女の間の政治面における差別という考えを、「専門化」と言葉をかえてよび、採用している。一九五四年の男女同権主義は一九〇〇年のそれと同じものではない。後者は男女間の差別を一切認めず、男も女も市民として扱った。しかし、前者は、男女間の相違を根柢におき、婦人に対してはその特別の関心事と考えられる利益を守るために政治に参加せよと奨励するのである。

国家の眞の指導権、即ち政治的決定を行いつてそれを適用する面における、婦人の影響力が小さいという事は、第一に、男子の抵抗に原因がある。この男子の抵抗は、すでに参政権についても強く働いたものである。婦人の参政権が国会の決議によつて認められたことは稀であり、革命とかそれ自身選挙によらずに出来た仮の政府の決定によるものが多いように思われる。調査を行つた四国の中、ドイツ、フランス及びユーゴスラビアの三か国までこの事実がある。ノルウェーだけが、普通の民主的方法によつて婦人参政権を取入れたのである。しかしながら男子の抵抗は、婦人参政権の結果が初め

の状態に与えた変化の少いことを知つて、次第に和ひて来た。一方、政治的支配という点になると、競争は大変広範にわたると考えられるため、抵抗が非常に強いのである。このことは一般的な傾向のように思われる。男女が平等の資格で取扱われて来た或る職種について、失業問題が深刻になると、人員整理とか、賃金の差別とか又は単に就職不可能というようなやり方で、先ず婦人がその被害をこうむる。賃金雇用に関する両性の平等は、完全なことは極く稀で、競争が激化すればますます悪化する。ドイツ連邦共和国の既婚婦人公務員に関する差別立法は、その人口状態や経済政策のため労働市場の競争が他より激しいので、この態度を特に注つきりとして出している。

政治的指導権に関しては、いつも激甚な競争が行われて来た。議員の中から地方支部指導者を選出し、党指導者の中から選挙の候補者を選び、又は国会議員の中から大臣や委員を選出するについて、競争が非常に激しい。或る地位を婦人に与えるという事は、男からそれを取り上げる事になり、そしてこのような状態の下では、婦人に与える地位は、宣伝上必要な最小限度に切りつめられるのである。この点について種々の国から集められた資料は皆一致している。政治という面においては、「婦人の向上」は男子の抵抗という障壁にぶつかるとのである。ユーゴスラビア共産主義者連盟の最近の大会でなされた公式声明中に、フ

ランスとドイツの婦人公會議員と政黨員が述べた抗議が出されている。そこで作用する仕掛は、若い男が政治に入り、その指導権に新しい血を流入することが困難である場合と同じである。しかし、年長者の固結は男性の固結より緩く、或るいは、もつと正確にいうと、これは、違つた心理的社会的根柢に立つてゐるのである。婦人の除外が行われるのは、本来競争という理由であるのに、これを、大變効果的に正当化する仕掛で金くかくされてゐる。その議論は、政治は、その本来の性質からいって、男に適した分野であり、婦人はただ例外的な場合にのみ、したがつて非常に限られた範囲にのみ容認されるべきであるというのである。婦人は無能力で劣つたもの、という古い理窟は、意識するとせぬとにかかわらずまだこれを支持する人が大勢あるが、今では公式のことに依つてはやつと少しばかり進歩してきた。婦人が教育や高等教育をうける自由、及びいろいろの職業における婦人の成功は、婦人が生来公けの事務をうまく処理する能力がないという説を維持することを難かしくした。その上、多くの例が示すように、この分野における男子の処理の結果が立派で男子にその能力があることを証明する、というて自慢することはできないのである。このローマ法や宗教法から出た古い議論は、その根柢を失いつつあり、その代りに、機能論ともいへば新しい正当化の形をと

つて大變うまく置き換へられつつあるといふことは疑いない。ここにおいては、男女の不平等や男子の優越を維持しようという意図があるのではなく、目的は一種の、適性の相違による分業なのである。「婦人の場合は家庭にある」というスローガンは、単にこの理論の上手で妥協的な線の、極端に保守的な形に過ぎない。機能派の説明者のもつと進んだ者は、婦人が家庭の外で働き、市民として社会人として又政治的問題にも参加することを認める。しかし、これは婦人がその活動を母性・教育・家族問題——「家庭政策」(Home Policy)——でもよばれるようなもの——に限るといふ条件付きなのである。このようにして、彼らは同時に損害をなるべく少なくいとめながら、この無駄仕事を出来るだけ利用している。これは、本國が植民地の住民に一定の行政や技術的地位を認めながら政治の本當の指導権に参加させないことや、或る雇主がその労働者に社会的福祉的な仕事の面で参加させながら経済的方面には参加させないやり方と根本的に同じ態度である。表面的にはそうであるが、根本的には、これは反平等主義である。なぜならこれは暗々裡に男子の適性は多様であり、女性の適性は一つであることを假定するものであるから。

男子がこの正当化の議論をいかに巧妙にやつたとしても、婦人側から激しい抵抗にあへば、婦人の政治参加の除外はと

めよるな成功はしなかつたであらう。しかし、一般に、かかる抵抗は弱く又多くは小さい孤立した、實際的效果をあげることはできないようなグループによつて行われている。国家の指導権における婦人の影響力が小さいという事は、婦人自身の不精によるところが大きいことを認めねばならない。婦人が男子よりも政治に対する関心が薄いという事は否定できない。一九五三年六月、市会選挙後三か月たつたうちに行われたフランス世論調査所の調査によれば、全国の結果に關心をもつていたと答えた者が、男子は三人に二人(六〇%)、婦人は三人に一人(三四%)であつた。大休同じような率(男子七〇%、婦人三五%)が「あなたは親しい人と政治について論じあつたことがありますか」という問に対し肯定的な返事をしている。又、「あなたはよく知らない人、又は全然知らない人と政治について論じあつたことがありますか」という問に対する答は、もつとはつきりしていて、男子の三〇%が「ある」といつたのに対し、婦人は一〇%である。「あなたは政治に興味を持っていますか」という直接的な問に対する答は次の通りである。男子「興味を持つてゐる」三六%、「少し」三六%、「興味なし」二八%、婦人「興味を持つてゐる」二三%、「少し」二七%、「興味なし」六〇%。

これは、単に「政治」全般に対する漠然とした一般の興味を述べているに過ぎない。そこで、政治に対する積極的な参加とか立候補するとかいうことになる。婦人の態度はやはり同じである。フランス世論調査所の質問を受けた婦人の四六%が、婦人は市会選挙(選挙の中で最小のもの)に立候補すべきでないと答えたが、男子の立候補にも感心しないといつたのは一四%だけである。婦人は政治的指導権における勝者となる意欲が少いばかりでなく、大多数の婦人は、男子が考え出した婦人の除外を正当化するやり方を受け入れてゐる。おかしなことに、婦人はこの点に關し、男子よりもつと頑固で、反女権主義者のような時もある。以下のフランス世論調査所の調査の結果を考えて見よう。質問をうける者は、単に新聞の政治記事を読むというところから立候補したり政党のために積極的活動をするということまでの一連の政治活動のリストを与えられる。そして質問は、このリストの中に自分と同性又は異性の人について不適当と思われ活動があると思うかどうかというのである。それに対する答は下表の通りである。

回 答	同性の人について		異性の人について	
	男	女	男	女
あり	16	76	64	15
ま	78	16	26	76
な	6	8	10	9
あ				

この観点から、婦人を魅きつける大衆運動としては、非政治的団体の、例えばフランス婦人連盟とかカトリック活動婦人同盟というような、特別の「婦人問題」や特殊の関心事を持ち、政治的関心を公けには認めないようなものだけである。左翼政党のこの部分における政策の変化は、純粋に戦術的な問題であつて、彼らの長期戦略である両性間の眞の平等樹立を妥協させるものではないかもしれない。しかし、それだとしても、婦人の政治的役割に關する現在の考え方を分析するには、この変化は重大な意味がある。

私達はこれらの考え方がどういう根柢に基いているかはつきりさせねばならぬ。何故、婦人は男子が何でも出来ることを認めながら、自分は家庭・家庭および教育の問題のみ特に扱うことに賛成なのだろうか。何故、婦人は男女平等論者ではないのか。或るいはもつと熱心な男女平等論者ではないのか。或はもつと熱心な男女平等論者でないか。或る大々は、これを経済的に説明しており、それにも相当

の眞実がある。私達は、この報告書中に労働婦人と「雇われてゐない婦人」の政治的態度にいかにか大きな開きがあるかを見て来た。婦人は妻の失に対する経済的依存というところを強く感じてゐる。その上、この感じは同時に、自分の生活費を自分で稼ぐ婦人の数がふえるに従ひ多少助長される。自分の収入のある婦人の数が少い時には、家庭にある婦人は、自分達の地位は自然かつ當然のもので、物事の自然のなりゆきに從つており、疑問もなく又疑うことのできぬものだと思つてゐた。今日、或る婦人達は、この点について一種の劣等感をつのらせてゐる。そしてそれはしばしば夫によつてつちかわれてゐる。(私は私達の生活費を稼いでゐる)というところは家族論争にさいして夫の典型的な忠告である。

しかしながら、経済的要素の影響は間接的なもののようである。婦人の政治的役割に對し、独立とか依存とかいうことは、その結果彼の女にもたらされる生活様式とか社会關係に大した影響はないようだ。はつきりいふと、職業をもつということは外向性を促し、家事は内向性を促すのである。労働生活の中に含まれてゐる人間關係、そこから起る社会問題、このために生ずる集团的、政治的關心は、それが与える経済的獨立の意識よりも、恐らくより重要である。デューバーガー教授は、伝統的な婦人の世界をうまく描写して、「閉じられ限られた」と述べた。

年少者の不当雇用慣行

関東甲信越地区における
実態調査の結果について



関東甲信越地区における年少者の不当雇用慣行実態調査について、学校調査、市町村調査、親元調査の結果は、本誌第二十八号及び第三十二号において中間報告したが、その後、雇用先調査を実施し、本調査を全部終了したので、ここに、その結果を記述することにする。

さて、親元調査の結果、不当雇用の疑いが強く持たれるにいたった年少者について、雇用先調査が実施されたわけであるが、このうち、実態調査してみても、雇用関係の認められなかったもの、及び調査時既に帰郷していたものを除いて、実態把握のなされたものは七四名である。そして、ここであらかじめ断つておかなければならないことは、右の七四名がすべていわゆる人身売買に該当するものではないということである。むしろ、その該当者は数名にすぎなかった。然し、何れも、多かれ少かれ、その労働関係に不当な要素が存在し、いわゆる人身売買の場に置かれていたものであると見ることが出来る。

一 就業先

七四名の年少者の就業先は次に掲げる表のとおりであつて、芸妓置屋から旅館にいたる接客業種のもの三六名、女子についてみると、その総数五四名のうち、その六三％に当たる三四名がこれに就業し、不当雇用の場が売春を内包するこの業種に多いことがうかがわれるのである。体系的には、次いで、農業の一四名、小売業六名が多く、男子では、大工左官が三名ある。

なお、これら就業先の規模は、五人未満の零細なところが四四で五九・五％に当り、従業員数五〇人以上のもの一を除き、他は三〇人未満の従業員規模のところにあつた。

次に、就業先を地域別にみると、茨城

業種別就職者数

業種	性別		計
	男	女	
芸妓置屋	17	17	34
飲食店	1	1	2
旅館	10	5	15
接客業	8	14	22
売業	2	6	8
縫製業	3	2	5
造作業	1	2	3
官公庁	3	1	4
客場	1	1	2
その他	3	2	5
計	20	54	74

業三名、行商人三名、銀業三名の順で、その他、漁師、新聞配達、雑役、雇買、紙芝居、女中、内職等があげられる。また、この生計維持者が

2. 親元の家族

親元の家族構成は、六人・七人家族のものが最も多く三〇名、一〇人以上のものが八名ある。

1. 親元保護者

保護者の種類は、父であるもの五六名、母一三名、兄二名、祖父一名、祖母一名、里親一名である。

親の状況をみると、両親健在のもの四六名、両親の何れか又は両方のいない者は二八名である。この二八名のうち、三名は両親共、四名は母親と離別したことによるもので、家庭の愛情欠如が不当雇用の一因をなしている。

3. 親元の収入

親元における主たる生計維持者の一人月当り収入は、三千円未満のもの二三名(二九・六％)、五千円・八千円のもの一(二・六％)、八千円・一万円のもの一(一・三％)、一万円以上のもの一(一・三％)で、その層に多く、不安定を期待することが困難なものが多く、ついには、正員六名、大工左官四名、商

明の八名(一〇・九％)を除いたその平均月収額は七、一六九円である。

なお、生活保護法の適用状況をみると、七四世帯のうち、その適用により扶助を受けていたものは一〇世帯(一三・五％)であるが、調査報告された生活程度より見る限り、その適用が意外に少いことを示している。また、扶助の種類では、教育扶助を受けているものは六世帯であるが、生活困窮の長欠者が多い状況と考へ合わせると、その適用があれば、就学できるものもかなりあるのではないかとと思われる。

そこで次に、親元における総収入(世帯主及び同居者の収入、別居者の親元送金額、生活扶助額の合算)をみると月額にして、五千円・八千円のもの一九世帯で二五・七％、一万円・一万五千円のもの一七世帯で二三・〇％を占めている。そして、一世帯平均では、月額一〇、一七二円である。先に述べたように、親元同居の平均家族数は五人であるから、一人当りの月平均生計費は二、〇三四円となるわけで、辛うじて生活が支えられているという状態である。

三 雇用経路

1. 就業動機

親元の家庭状況からみると、調査対象年少者が不当な要素を持つ雇用関係に入つた動機は「貧困」と「愛情欠如」に要約される。なお、これに基く本

人の自発的意思の認められたものを「本人の希望」として分類してみると、就業動機が貧困によるもの三五名(四七・二％)で圧倒的に多く、以下、本人の希望によるもの一六名(二一・六％)、愛情欠如・虐待によるもの八名(一〇・八％)その他の順となつてゐる。

次に、就業の形態別にみると、就職という名目によるものが大多数で、七四名中五一名を占め六八・九％、ついで養育名目が一九名、家出三名となつてゐる。そして、就業形態を動機との関係でみると、貧困を原因とする養育名目の女子の就業が目立つてゐる。

なお、現在の就業先にいたるまでに勤務先を変えた者は一九名(二五・七％)おり、変更頻度の高いものは料理飲食店、芸妓置屋及び農業の就業者に見られる。前者は仕事の性格上通例のことからに属し、後者は年季契約の終了に伴う就業先の変更を意味している。

2. 就業あつ旋者

当該年少者の就業に際して、これに干与した者は親元及び雇用先側合せて五六名である。このうち、他人による就業あつ旋のなされたものは一三名で、他は、親戚、友人、知人等何らかの知合関係にあるものである。(保護者二名、兄妹六名、親戚五名、友人六名、知人一十九名、その他五名)

なお、右の就業干与乃至あつ旋者五六名あり、これは、賃金との相殺を伴う労働

3. 前借金

就業先から前借金を受けている者は、二四名で総数の三二・四％に当り、その内訳は次のとおりである。

金額	人数	割合
二、五〇〇円	三	一二・五％
二、五〇〇円・五、〇〇〇円	三	一二・五％
五、〇〇〇円・七、五〇〇円	五	二〇・八％
七、五〇〇円・一〇、〇〇〇円	二	八・三％
一〇、〇〇〇円・一五、〇〇〇円	二	八・三％
一五、〇〇〇円・二〇、〇〇〇円	一	四・二％
二〇、〇〇〇円・二五、〇〇〇円	一	四・二％
二五、〇〇〇円・三〇、〇〇〇円	一	四・二％
三〇、〇〇〇円以上	二	八・三％
不明	五	一九・六％
合計	二四	三二・四％

なお、前借金目録は、給料の前渡しが大六名あり、これは、賃金との相殺を伴う労働

業種別業務内容別数

業種	業務内容	性別		計
		男	女	
芸者置屋	女中・見習者・中者・芸者・女		1547	1547
	給		1547	1547
ギャンブル	女		1	1
	給		1	1
酒場	女		1	1
	給		1	1
料理店	女子・女中・前配達		424	424
	2		424	424
旅館	女中		6	6
	6		6	6
農業	農業手・伝中・守		422	422
	2		422	422
蚕糸	蚕糸手・伝中		2	2
	2		2	2
竹細工	竹細工・見習		1	1
	1		1	1
小売業	店配・女		222	222
	2		222	222
紡織	工員		123	123
	1		123	123
その他	工員・中		111	111
	1		111	111
大工(左)	見女・習中		211	211
	2		211	211
浴場	女中		111	111
	1		111	111
理容	見習・手・及		111	111
	1		111	111
その他	子店・配・守・工・達		111	111
	1		111	111
計		20	54	74

るものである。

女子のその他の業務としては、農業手、伝、紡織等工員、小売店員等が比較的多い。

これに対し、男子については、農業手伝六名、出前配達五名が多く、他は、蚕糸手伝、大工左官見習、竹細工見習、紡織等工員、店員である。

婦人と年少者

2. 就業期間

実際の就業期間をみると、一年以上二年未満が一六名(二一・六%)で最も多く、ついで、六か月以上一年未満は一〇名、三か月未満六名、三か月以上六か月未満三名、三年以上二名の順である。

業務内容別にみると、男子では、農業手伝の六名のうち五名が一年一二年、竹細工見習、大工見習は三年以上で、比較的長い。これに対し、女子では、接客業

種に働くものの就業期間は、仕事の性格上、短期となつてゐる。

次に、これを契約期間としてみると、一年未満というものは全然該当者がなく、期間の定めなきもの三六名、不明一八名を除く二〇名は長期労働契約となつてゐる。即ち、一年一二年が九名、二年一三年が二名、三年一四年が同じく二名、五年以上が五名、その他二名となつてゐる。この場合、労基法の違反に問われるが、業種別には、農業関係に多い。なお、芸者置屋の場合は、期間の定めのないものが一〇名、不明が六名で、期間の定められてゐるのは、二年一三年の一名にすぎないが、実情は長期労働契約の存在が推測される。

3. 賃金

賃金の支払方法は、賃金と実物給与(衣類身用品等)の併給が最も多くて二二名で二八・三%、ついで、賃金のみのも

の、小遣金と実物給与のもの各五名で夫々二〇・三%、実物給与のみのもの一〇名で一三・五%、小遣金のみのもの一〇名で五・四%、不明が九名ある。

これを親元を離れた形態別にみると、養育の場合に実物給与のみというのが多いのは当然であるが、養育名目でありながら、賃金のみ乃至は実物給与と併給というものが五名あり、実質的には一般雇用と変らないものであることが示されてゐる。また、就職名目の中に、小遣金と実物給与の併給乃至実物給与のみのもが一七名あり、これらは、正に、口べらしのための就職と見られるものである。

次に支給内容をみると、まず、賃金のみの一五名については、二千元一三千元の層に最も多くて九名あり、平均月収額は二、二八六円である。

実物給与と併給の場合の賃金額は、千円一三千元の層に多く、この支払形態をとる二二名の平均賃金(現金月額)は一、三

九七円である。

小遣金の支給を受けてゐる者は、小遣金のみのもの四名、小遣金と実物給与の併給一五名の計一九名であるが、その支給額は大部分が五百円未満である。そして、これを支給時期別にみた場合は、一九名中一二名が毎月で、六三・一%を占め、他では、毎月三回、不定期三名となつてゐる。

賃金と関連して、年少者の家庭への送金状況をみると、送金者は二四名で総数の三二・三%に及んでゐる。送金額は毎月千円一三千元のものが六名で多く、毎月五百円一千元が三名、年二回五千円一七千元が三名、その他となつてゐる。送金時期別では、毎月というのが一一名で送金者の四五・八%を占め、年二回(益・暮)というものが三名、不明が一〇名である。

4. 労働時間・休憩時間・業日

労働時間については、雇用先の業種から労働時間を把握し難いので、拘束時間によつて調査し得た結果からすると、二時間以上が三七名で五〇%を占めてゐる。仮に、一日の休憩時間を二時間とみて、九時間未満のものを拾つても、一〇名で総数の一三・四%に過ぎず、結局、不明の一四名を除く六〇名のうち、五〇名が実働八時間以上の労働に従事してゐる状況である。

業種別にみると、芸者置屋では、不明

を除く一四名中、九名が一三時間以上、不定が四名で、養育名目の一名が八時間未満となつてゐるに止まる。このことは、料飲店についても同様で、二名中一〇名が一三時間以上の労働時間となつてゐる。

始業時間は、六時一三時のものが大部分であるが、このうちでも九時一三時のものは一四名、一二時一三時の間に始業するものは六名あつて、接客関係業種の業態を示してゐる。

終業時間については、不明の一六名を除く五八名のうち、その終業が二二時一三時のもの二七名、二四時以降の深夜に及ぶもの八名を数え、当該年少者の心身に及ぼす悪影響が憂慮される次第である。

休憩時間については、七四名中不明の二一名を除き、一時間以上二〇名、一時間未満一名であり、その他では、不確定二二名、全然休憩なしが一〇名ある。休憩が全然ないのは、芸者置屋四名、料飲店三名、農業小売業大工左官の各一名である。

休日については、月一回或るいは二回というものが多く、月四回未満は三四名で総数の四五・九%、全然ないものが一〇名で一三・五%、不定のもの八名で一〇・八%等となつており、週一回又は月四回以上のものは五名(六・八%)にすぎない。なお休日の全然ないものは、芸者置屋五名、料飲店二名、旅館農業大工左

婦人と年少者

五 私立生活の状況

面会、外出、通信、居室に対する雇用主の干渉等拘束の有無をみると、年少者が何等かの意味において拘束を感じてゐるものは、総数の七・一%に当る二二名となつてゐる。これを項目別にみると、面会二名、外出一三名、通信四名、居室二名で、接客関係に多く見られる。

六 年少者の意見

まず、親元への帰郷希望の有無をみると、「あり」は一三名で総数の一六・二%、「なし」は五〇名で六七・六%となつてゐる。なお、不明が一二名ある。「あり」は仕事がつらいからというものが多く、帰郷を希望しないものの理由は、親元の経済状態がどん底にあり、長時間労働、低賃金をもつてもなおかつ、親元の生活よりもましな状態にあるものが多いからであり、或るいは、親元の借金が抜けなためであり、或るいは又、年少者の送金の有無が親元の経済を左右するものであるからである。

次に、業務上つらい事としてあげられた状況をみると、夜おそい、朝早い等の労働時間に関するものが七名で八・六%、水仕事がつらい、お客がしつこい、身体が悪くて休めない、道路が悪くて配達がつらい、雑役がいやだ、暇がない等出事そのものをつらいついてゐるものが

(つげがき措置について)

この実態調査は、調査の全過程を通じて、年少者の不当雇用の防止徹底と、その排除保護の措置を推進することに主眼がおかれた。

まず、未然防止のための措置としては、学校調査及び市町村調査時、これらの方面に対する啓蒙を併せ行い、また、親元並びに雇用先調査時においては、調査担当者、親(保護者)、年少者、その雇用主等に対し、個別面接時、これが指導を行つた。なお、本調査と併行して、昨年八月十日より九月十日までの一ヶ月間を年少者の不当雇用防止特別活動月間とし、社会一般に対し広く啓蒙活動を実施した。

次に、調査の結果、保護を要する者を発見した場合、婦人少年室は、直ちに関係機関に連絡し、所要の措置を講じた。校に連絡した。

即ち、前述の如く、雇用先調査に付きたる年少者は、長期労働契約のもとに労働に従事せしめられてゐる者が多く、その労働は、労働時間、休日等法律の規制する基準に達しない状況である。特に、女子にあつては、接客業種において酒席に侍る場合が多く見られたのであり、しかも、前借金にしばられて、その労働が強制される事態のあつたのを見る。これらの場合、婦人少年室は、速やかに労働基準監督機関或るいは警察機関に連絡し、保護措置を講じた。

また、年少者の就業に悪影響を及ぼす場合、職業安定機関に連絡してその排除をはかる一方、当該年少者を警察機関の協力のもとに救出し、親元に帰し、或るいは、必要に応じて、職業安定機関のあつたにより正業に就かせる等の措置を講じた。

なお、調査結果に見られるように、該年少者の親元の生活状況は貧困であり、そのため、不当雇用に陥り或るいはその場に置かれてゐるものが少なくなく、かかる場合、生活保護法の適用の問題につき、親(保護者)に対する指導及び生活保護機関との連絡をはかつた。

なお又、義務教育課程の長欠児童に該年少者が多く、この場合、婦人少年室としては、本人の親元乃至は雇用主に対しその就学の勧奨及びその便宜取計を行い方につき指導するとともに、その在籍学校に連絡した。



女子の坑内作業の禁止に関する 条約の批准について

第二十四回国会で、政府が女子の坑内作業の禁止に関する条約を批准すること、を衆・参両議院で可決承認しました。従つてわが国はこの条約を批准することに、なりましたので、この条約の採択の経緯、条約の内容、条約審議の経過、条約批准の意義などについて以下述べます。

一 条約採択の経緯

第一次大戦後国際連盟の一機関としてILO（国際労働機関）が設定されました。ILOは労働条件及び生活水準を国際協力によつて改善することを目的としており、その目的を達成するため、条約又は勧告を採択して、その実施をILOに加盟している七十一か国に勧奨しています。今迄に採択された条約は一〇四、勧告は一〇〇です。

採択された条約で、婦人に関係のある条約には母性保護に関する条約、工業に使用される婦人の夜業に関する条約、女子の坑内作業の禁止に関する条約などがあります。今迄一つも批准されていませんでしたが、今回始めて女子の坑内作業の禁止に関する条約が批准されることになったのです。

二 条約の内容及び趣旨

この条約は女子の坑内作業を原則として禁止しています。女子の坑内作業を禁止する趣旨は坑内作業が健康上及び風紀上女子にとつて好ましくないからです。女子の坑内作業を禁止することはヨーロッパ諸国で約百年以上前から実施されてきており、坑内作業は危険が多く、過激な労働であり、高温の作業場では、風

紀上の問題もあり、坑内作業が女子にとって不適当であることは誰でもが認めるところでした。イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどの諸国では女子の坑内作業を禁止する法令を定めていたのですが、東洋諸国のいくつかは、この中にわが国も入っているのですが、女子の坑内作業を禁止しておらず、禁止していても部分的でした。このことが又条約が採択されなければならない理由の一つにもなっていました。

以上のような背景から条約が採択されたが、その例外の場合として

- 一、管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
- 二、保健及び福祉の業務に使用される女子
- 三、実習の過程において坑内で訓練を受けている女子
- 四、その他筋肉労働の性格を有しない職業のため随時坑内に入る必要がある女子

などの女子は坑内で作業することが認められています。

右の例外が認められた趣旨は条約を多数の国が批准するのを容易にさせるためですが、それと共に婦人の医師、技師などが必要の生じたときに坑内に入ることが許されるべきだといふ考えによります。

三 条約の批准

この条約は一九三六年四月にキュークが批准し、次いで五月にギリシャが批准して、一年後の一九三七年五月三〇日に条約の効力が発効しました。今年の一月迄に批准した国はイギリス、フランス、西ドイツ、イタリア、中国、インドなど三八か国で、わが国も批准しますから三九か国です。現在までに採択された百四件、条約の一条約平均批准数は一三・九件ですから、いかにこの条約の趣旨が多数の国によつて認められているかが分ります。

四 条約に関するわが国の態度

第二十二回国際労働総会で、女子の坑内作業の問題を総会の議題とする可否を理事會が審議すべき旨の決議がなされたことは前述しましたが、この決議は日本労働者代表松岡義典氏の提案によつてなされたものであり、又第一九回国際労働総会で、女子の坑内作業の問題に関する委員會で日本労働者側顧問原虎一氏は女子の坑内作業は直ちに、全面的に禁止されるべきであると力説しています。

しかし、第一九回国際労働総会における日本政府代表小泉正氏はまだ例外的に女子の坑内作業を認める必要があり、条約案の批准には若干の年月が必要であると委員會で述べ、日本使用者側顧問竹内謙二氏は小泉氏の除外例の条件附で条約案に賛成するとのべています。

婦人と年少者

右のようによつて政府代表及び使用者側顧問のべたことによつて、条約案が審議された当時昭和十年のわが国の状況を見る必要があります。

わが国では鉱業法に基いて定められた鉱夫労働規則が昭和三年九月一日に改正されて、原則として女子の坑内就業を禁止しましたが、主として層層を採掘する石炭坑に就業する女子労働者については鉱山監督局長の許可を受けて坑内で就業することを認めていました。この女子の坑内就業の禁止の定めは五年間実施の猶予期間がありましたが、その間に女子の坑内労働者数は三万人から六千人に減少しました。しかしながらわが国の炭坑の二〇％を占めている小炭坑では経済的不況のため女子の坑内作業を禁止するために必要な石炭採取方法の改善が困難となり、小炭坑よりの女子の坑内作業の禁止の適用を延期することの請願がもつともであると認められて、昭和八年六月五日に鉱夫労働規則の特例が定められ、主として残炭を採掘する石炭坑について、女子の坑内就業禁止の除外例が認められました。

第二十九回国際労働総会における政府代表及び使用者側顧問の発言は以上のようなわが国における状況を背景として行われたもので、条約案の採択に当つては政府代表及び労働者代表は賛成、使用者代表は棄権しております。

めていない女子の坑内就業禁止に関する例外規定が定められており、女子の坑内労働者は減少して昭和十三年には四千人程になりました。しかし支那事変が勃発し、太平洋戦争に進むにつれて、女子の坑内就業禁止の規定は漸次その制限がゆるめられ、昭和十九年には鉱山監督局長の許可を受ければ、二十才以上の女子（妊娠中の者を除いて）に坑内就業をさせることのできる定めになりました。

ILOとの関係について見ても、昭和十三年にわが国はILOを脱退し、爾後第二次大戦後までわが国とILOとの関係は中断されました。

終戦後、昭和二十二年に労働基準法が制定され、その第六十四条で女子の坑内労働は例外なく禁止されました。

昭和二十六年十一月にわが国は再びILOの加盟国となり、女子の坑内作業の禁止に関する条約を批准できる状況が熟してきたわけです。

ここで労働基準法施行以来の女子の坑内労働禁止に関する規定の施行状況を見ますと、女子と年少者の坑内労働の禁止を定めている法第六十四条の施行状況は次表のとおりです。昭和三十年における施行状況を見ますと、違反件数六十件の中、女子のみの違反件数は二十九件、女子及び年少者の違反件数は二十九件、違反件を規模別に見ますと、労働者五十人未満の事業所における違反が四十三件を占めており、同年の送検件数は十件、その

労働基準法第64条の施行状況		違反件数		送検件数	
年次	違反件数	送検件数	年次	違反件数	送検件数
昭和二十三年	108	8	昭和二十三年	108	8
昭和二十三年	154	20	昭和二十三年	154	20
昭和二十三年	125	14	昭和二十三年	125	14
昭和二十三年	89	8	昭和二十三年	89	8
昭和二十三年	132	18	昭和二十三年	132	18
昭和二十三年	148	17	昭和二十三年	148	17
昭和二十三年	74	14	昭和二十三年	74	14

うち略式命令による罰金を課されたもの四件となつています。

右のように女子の坑内労働の禁止に関する規定の違反はかなりあり、それらの違反は中小規模の事業場で多く行われていました。女子の坑内作業が行われる原因は経済的なやむを得ない事情と考えられますが、労使ともに女子の坑内労働が女子にとつて好ましくないことは充分理解されていると考えられるので、坑内労働をする女子は配置転換その他の方法によつてなくすように努めなければならないことは明らかです。

以上のような状況から政府は慎重な検討を進めた結果、女子の坑内作業の禁止に関する条約を批准する意見を明らかにし、本年三月二十日に国会に批准するに

五 国会における審議の経過

衆議院では、外務委員会で三月三十日及び三十一日の両日にわたり、この条約を批准することについて質疑応答が行われた後、全員一致によつて批准すること

を承認し、四月三日に衆議院本会議で同様に承認が行われ、参議院においても外務委員会の審議を経て、四月一日に参議院本会議で可決承認し、ここに、国会の承認が確立しました。

六 批准の効力発生までの手続

この条約を批准することについて国会の承認がえられたので、四月二十日に閣議がこの条約を批准し、条約の批准書について天皇の認証を求めることを決定しました。従つて天皇の認証をえてから、批准書がジュネーヴの国際労働事務局に送付され、事務局長により登録された日から一年経過後に批准の効力が生ずることになります。

七 条約批准の意義

現在までに採択された一〇四の条約の中、わが国が批准した条約は二二件であり、第二十四国会で批准することによつて承認を受け、批准することと決定した二つの条約を加えると二四件になり、一か国平均の批准数三・〇、四件を上回ることに

なりました。わが国がこのように条約を批准することの意味は、わが国が公正な国際労働慣行を遵守している実情を広く世界に知らせ、又将来もそれを維持してゆくことを国際的に約束することであり、このことはILO憲章の趣旨に沿つた国際協力を進める点からも、又わが国の海外における信用を高める点からも、極めて必要なことと考えられます。

戦後における婦人問題文献目録 (3) (* 印は単行本)

(1) 書 名	著 者	発行所	巻号	発行年	(2) 書 名	著 者	発行所	巻号	発行年
(I. 婦人論 5. 日本の婦人について つづき)					新中国女性群像	菊池三郎, 女性線 (4-12)		49	
戦後日本の婦人たち	古谷剛武, 女性線 (4-3)		49		丁玲の歩いた道	竹内 好, " (")		"	
日本女性について	H. テイルトマン, 女性改造 (4-11)		"		ソヴェトの女性	野崎道夫, 婦人公論 (10 月号)		"	
戦争と婦人・民主主義の旗の下に手をつなぐ	羽仁親子, 世界 (44)		"		アメリカ婦人の欠点は何か?	リーランド・ストウ, リーランド・ストウ・ダイジェスト (4-12)		"	
—日本婦人から— [佐渡書房]					中国婦人の自伝	魚返善雄, 展望 (44)		"	
—日本婦人へ— ["]	ヴァイアン・グーチュリニ, マリー・クロード, 世界 (44)		"		アメリカの婦人生活	中谷吉吉郎, 婦人公論 (1月号)	50		
明日の日本と女性	天野貞祐, 女性改造 (5-1)	50			アメリカ婦人の多様性格	金森徳次郎, " (44)	"		
新憲法下3年の女性	末川 博, " (5-1)	"			アメリカの女性 (角川新書)	坂西武保, 角川書店	"		
* 栃木の婦人	栃木県教育委員会, 同左	"			ドイツ婦人の輿論調査	理論 (4-5)	"		
日本女性に訴う	宗 英 勲, 女性改造 (6-3)	51			アメリカにおける男性対女性	尾高京子, 婦人公論 (5 月号)	51		
日本の婦人へ	フランク・ホーレー, (婦人図報) (566)	"			戦後欧州の婦人たち	山室民子, 通信協会雑誌 (479)	"		
—日本ミグマ・キタママ—					働くアメリカ婦人	エコノミスト (23-32)	"		
日本婦人に学ぶこと—	ダラス・フィン, " (")	"			アメリカ婦人を斯く見る	曾支那子, 家庭科学 (149)	"		
忘れえぬ美しさ—	エリザベス・エリクソン, " (")	"			ソ連の婦人	バボヴァ・エリシグエタ, 世界とわれら (30-12)	"		
日本婦人に欠けたもの	神近市子, 国民 (602)	"			イギリス婦人生活見たまま	田中幸子, 婦人朝日 (7-2)	52		
女性への正式文書	清水英子, 文芸春秋 (23-13)	"			聞いたまま	高木正孝, 婦人公論 (7 月号)	"		
—日本の女の幸福—					—英園からの便り—	平林たい子, " (9 月号)	"		
* 日本の女性のために (三笠書房)	清水英太郎, 三笠書房	52			西ドイツの女たち	福川竜雄, 警察時報 (7-10)	"		
日本婦人の反省	坂西武保 (対談) 婦人公論 (6 月号)	"			ヨーロッパの女	佐藤 貢, 学芸評論 (4)	"		
日本婦人の現状 (図解)	労働省婦人少年局, " (")	"			中共の司法工作と婦人の地位	齋藤 貢, 家庭科教育 (26-11)	"		
在日外人の見た日本女性	ジョルジュ・ボンマルシャン他, 婦人朝日 (7-7)	"			婦人・海外資料 (16)		"		
危機に立つ日本の女性	上原専録, 婦人公論 (7 月号)	"			新中国の婦人生活	中国資料月報 (58)	"		
講和後の日本婦人に望む	田村たつ子, 家庭科学 (162)	"			フランスの女性たち	片岡英智, 婦人公論 (12月号)	"		
日本婦人の法制上の地位と現状	労働省婦人少年局, 婦人・一般資料 (10)	"			アメリカ婦人生活の一面	西 清子, 通信協会雑誌 (490)	"		
* 近代日本の女性	三井礼子, 五月書房	53			中国婦人の生産への参加	アジア経済旬報 (153)	"		
日本の女 (1)	山代 巴, 人民文学 (4-3)	"			中国婦人の今昔	島居竜蔵, 婦人図報 (570)	"		
" (2)~(4)	山代 巴, " (4-4~6)	"			赤い中国の婦人	島居幸子, " (")	"		
自立日本の女性	大羽綾子他, 東洋経済新報 (座談会) (別-4)	"			各国婦人の現状 No.1	労働省婦人少年局 (婦人・海外資料 16)	"		
十年後の日本はどう変わっているか	藤川富士子, 教育技術 (8-11)	54			" No.2—教育の機会—	" (") 21	"		
—特に婦人問題について—					世界の婦人たち	" (") 18	"		
日本婦人大会を傍聴して	石垣綾子, 婦人公論 (2 月号)	"			No.1—フィンランド・フランス—	" (") 22	"		
日本民族のエネルギー	久野 収他, 改造 (35-2)	"			—No.2—東南アジア及び太平洋の諸国—	" (") 22	"		
日本婦人の現状	労働省婦人少年局, インフォメーション・シート (3)	"			アメリカの女性たち	木村健蔵, 婦人公論 (2 月号~4 月号及び6 月号)	53		
日本のお神さん	E.G. サイデンステッカー, 文芸春秋 (33-5)	"			—1~4—				
6. 各国の婦人					韓国の母	金 葉 雲, 花柳 (3-8)	"		
戦後英国婦人雑感	田口二郎, 婦人の世紀 (7)	47			ビルマの婦人たち	山本千枝子, 婦人公論 (4 月号)	"		
アメリカにおける婦人の役割	中野五郎, 道徳書院	48			中共服の女たち	永倉あけ子, 婦人公論 (5 月号)	"		
アメリカ女性展望	磯部佐一郎, 婦人の世紀 (9)	49			ソ連婦人の生態	稲田弘, ソ連研究 (2-6)	"		
アメリカ女性の愛情	与野野秀, " (9)	"			超える世界の女性たち	松岡洋子, 婦人公論 (6 月号)	"		
フランスの女性の愛情	佐野忠良, 社会評論 (6-5)	"			—ミューゲル夫人にさく—	尾高京子, 学燈 (50-7)	"		
シベリアの女たち	世界の動き (4-11)	"			ミューゲル夫人と日本的性格	金鳳順, 婦人公論 (8 月号)	"		
中共婦人群像	" (4-12)	"			朝鮮婦人は訴える	C. ヴェルヴェン, 改造 (34-9)	"		
戦後各国の婦人問題	平田重明, 社会評論 (6-7)	"			村・街・工場の女性たち [中国]	飯野雄司, 経済往来 (5-10)	"		
婦人の天国・ソ同盟	田中忠夫, 世界の動き (4-13)	"			欧米の女性	田島澄子, アジア問題 (10)	"		
中共版愛情の問題	河崎桂一, " (4-18)	"			訪日インド婦人議員団の印象	アジア経済旬報 (182)	"		
ヘルシアの女	林 昂, " (4-23)	"			中国婦人の各界への進出	ヤン・ユー, 中国事情 (36)	"		
アラビアの女					呉村の婦人	労働省婦人少年局 (婦人・海外資料 23)	"		
					世界の婦人たち	" (") 26	"		
					—No.3—インドネシア—				
					—No.4—アメリカ合衆国1952年—				

女子の就業者数と完全失業者数 (1955 年 12 月)

産 業 別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 年同月と 前月の比 較
総 数	16,830	24,020	41.2	+940
自 営 業 者	2,790	8,040	25.8	+450
家 族 従 業 者	8,930	4,060	68.7	- 50
雇 用 者	5,080	11,910	29.9	+520
農 林 業	180	360	33.3	+ 50
漁業及び水産養殖業	20*	170	10.5	- 20
鉱 業	60*	450	11.8	± 0
建 設 業	200	1,360	12.9	+ 30
製 造 業	1,860	3,730	33.3	+170
卸売, 小売, 金融, 保険, 不動産業, 運輸, 通信その他の公益事業	1,120	1,750	39.2	+160
サ ー ビ ス 業	260	1,680	13.4	+ 20
公 務	1,240	1,530	44.6	-160
完 全 失 業 者	230	340	40.4	± 0

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の推計乗数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。総理府統計局労働力調査。

一人一か月平均現金給与総額 (1955 年 12 月)

産 業 別	女子	男子	男子に 対する 女子の 割合
総 数	16,102	37,972	42.4
鉱 業	12,459	28,153	44.3
製 造 業	13,464	34,952	38.5
卸売及び 小 売 業	16,052	37,315	43.0
金融及び 金 保 險 業	25,050	52,205	48.0
不動産業	19,682	50,857	38.5
運輸通信及 びその他の 公益事業	26,742	44,170	60.7
建 設 業	11,243	24,687	45.7

—労働省労働統計調査部調—

安んじ及び更生保護に関する法律案と、今月四日提出の法案が衆議院法務委員会に付託された。

二十七日、浄土の古曲「中節」の家元である都一広さん(本名、藤原治)は、さきに文部省から重要無形文化財として指定されたが、その祝賀披露宴が後援者達によつて東京丸の内東京会館で催された。

二十九日、山梨県連合婦人会では、「母の日」があるのに「父の日」がないのは父親に対して申し訳ない、四月二十九日を「父の日」と決め第一回の感謝大会を行った。

三十日、政府はさきに売春対策審議会から提出された、売春等の取締り及び保護更生に関する答申を参考に、立案をいそいでいたが、成案を得たので今国会(第二十四国会)に提出すると閣議で決定した。

四月、全国性的な自治会の最高幹部会では、「売春防止法案」阻止の方策として全国赤線地域の業者及び従業者ら十万人の自由民主党への集団入党計画を決定し、婦人団体及び世人の批判を浴びた。但し自由民主党では、この動きに対して、砂田全国組織委員長の名で、各都道府県の同党の支部連合会長あて「赤線業者及び従業者の集団入党は一切みとめない」という旨の指示を発し、入党拒否の態度をとった。

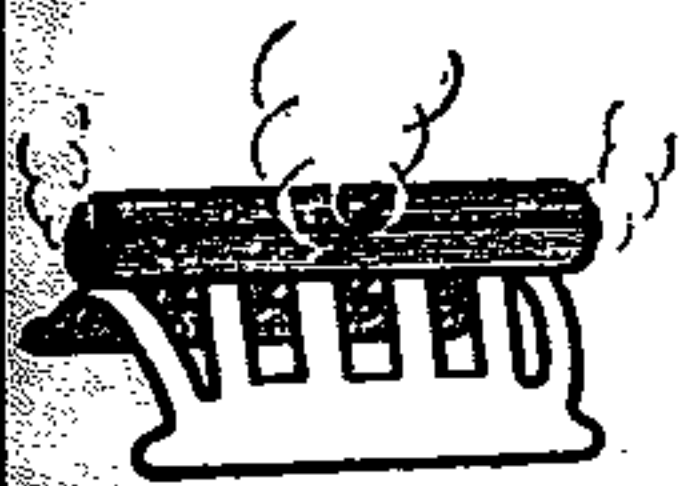
映 画 紹 介

今どきの嫁—五巻—

企画 山形東洋映画連盟
製作 母と子の映映画社

今だに女性結婚の問題で一番苦んでいる東北農村で企画され、二十万人の地元農村婦人の経済的支援のもとに撮影されたもの、ユーモアもある家庭啓蒙映画。青年団でハイキングに行つたとき一箱にスクエアダンスを踊つたというだけで村の噂ののぼり、親の世間体のためにいまでも結婚しなければならなかったみさ子は大きな嫁入道具とともに農家の嫁になつた。始めは互いによい嫁よ、姑になろうと努力したが、みさ子が古い家庭生活を改善しようとしたことから姑の考え方と食い違いがたつた。長男という特権の座にいる夫も青年団時代の理想を次第に失つて亭主閑白に変わつていった。春の農繁期、みさ子は妊娠していったが、それでも野良へ出なければならなかった。男に「もう一枚終らせていけ」とひきとめられて、家へ帰ると姑は「おら、いくら忙しい時でも一べんも姑に飯の支度させたことはなかった」と、手伝おうとする嫁の手をはねのけた。遂にみさ子は家出して里に帰つてしまふ。しかしやがてみんなが反省しあつて、きびしい農家の生活に明るく立ち向う。なお映映画社の社長は山高しげり氏である。

バルサン 香



〔火をつければ忽ち発煙する簡便な強力殺虫香〕
10本入、100、100本入 ¥850

バルサン・ゾール



〔御家庭用に好適な香りのよいキハツ性強力殺虫液〕
ゾール ¥130、スプレー ¥80

5年目を迎え・・・さらに改善!



中外製薬

姉妹品
バルサン錠、バルサン・リング
強力バルサン乳剤、油剤等...

バルサン各剤は、更に品質が向上したばかりでなく、完璧な生産設備により「香」「ロッド」「錠」はそれ／＼大幅値下に成功致しました。便利で強力なバルサンを、今年も大いに御活用下さい



殺虫王印

バルサン

◎詳しい説明書送呈

東京日本橋本町 中外製薬株式会社

婦人少年協会編

百万人の愛唱曲集

A6版 132 頁
定 価 60 円
〒 8 円

心の友となる、おまちなかの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

団体責任者で御希望の方へ実物見本贈呈致します。

(送料八円同封の事)

左記により予約申込を受けます

- 百名以上より団体予約申込に限り、一部五十円
- 三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。

○ 申 込 先

東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替 七八四四二
電話 小石川 03-二六三七